

平成16年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

平成16年12月9日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係 長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 11番 三木議員

1、市町村合併について

①今回の結果を踏まえて、斑鳩町の今後の方向性を問う。

2、身体障害者のバリアフリー対策について

①斑鳩町のバリアフリー施策は！

②身体障害者に対する斑鳩町の道路・公園等の整備は！

3、厚生年金いかるが荘について

①居住者に対しての対応は！

②斑鳩町は今後の動向をどこまで把握しているか！

③いかるが荘の建物・土地について斑鳩町はどの様に考えているか！

〔2〕 2番 松田議員

1、議会答弁と役所言葉についての感想を問う。

①その場しのぎ、煙に巻くような答弁よりも、もう少し明確で一般住民が聞いて分かり易い答弁を期待。

2、西和7町の合併の是非を問う住民投票について

①住民投票の結果をどのように分析しているか。

②これから、どのように対応しようとするのか。

3、斑鳩町の財政基盤の確立をどう進めるのか。

①特に土地開発公社が所有する「塩漬け土地」の解消策はどうか。

4、福社会館について

①総合福社会館の建設見通しはどうか。

②現福祉会館の状態をどのように認識しているのか。

〔3〕4番 西谷議員

1、住民投票の結果を踏まえた町の対応について

①住民投票の結果をどのように受け止めているのか。

②行財政改革の具体的な対応について問う。住民説明会での町単独の財政シミュレーションについても問う。

2、ごみ収集とリサイクルについて

(1) 7町のごみ収集とリサイクルの実態について問う。

①7町の分別の種類は？

②リサイクルしている品目は？

③町指定袋の有無。

④ビニールごみの処理方法と処理費用は。

3、奈良県土地家屋調査士協会への委託契約と議員兼業禁止について

①奈良県土地家屋調査士協会への事務委託はいつ頃、どのような経緯で行われるようになったのか。

②平成15年、16年で議員である小野土地家屋調査士は、町の仕事を請負っているのか。また、その金額はいくらか。

③議員になってから小野土地家屋調査士が町の仕事を請負った総額はいくらか。

④奈良県土地家屋調査士協会の一部業者への片寄った仕事配分が問題となり、協会の体質が問われている中、また、町民皆さんから議員兼業禁止との声が多い中で、それでも町が協会に事務を委託し、議員である小野土地家屋調査士に町の仕事を請負わすのはなぜか。町民皆さんが納得できるような明確な答弁を求める。

〔4〕14番 里川議員

1、乳がん検診について

①マンモグラフィー導入の考え方について。

2、行政評価について

①H16年度中の進捗状況について。

②H17年度制度確立と計画されているが、住民への広報や意見集約に

ついでの方考について。

3、窓ロサービスの向上について

①総合窓ロの方考について。

②苦情処理体制の整備について。

4、公共工事コスト削減計画の策定について

①H16年調査、H17策定となっているが、進捗状況について。

5、介護保険の今後の動向について

①国が検討している見直し。

②県がどのような対応をしようとしているのか。

③町は保険者の責務として今後どのように考えるか。

〔5〕1番 嶋田議員

1、男女共同参画について

①住民、事業所への啓蒙及び周知徹底について。

2、小学校の校区について

①各小学校の児童数のバランスについて。

②自治会を二分する校区割について。

3、台風、地震災害について

①町内の液状化予想地域の把握について。

②防災サイレンの住民への周知について。

4、投票所について

①投票所の設置見直しについて。

〔6〕16番 中川議員

1、町の運営について

①12月5日に行われた「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票」の結果について、どの様に考えられているのか、お尋ねいたします。

②今後、斑鳩町が単独で運営していくのか、他の町との合併を考えるのか、どちらにしても合併特例法の期限が平成17年3月31日に切れる事から、国からの地方交付税や補助金が削減されると思いますので、今後、当町として儉約していかなければならない所を、各担当課別

にお尋ねいたします。

2、生徒の安全確保について

- ①最近、他町で生徒に対する誘拐事件や殺人事件が多発していますが、その様な事件についてどの様に考えられているのかお尋ねいたします。
- ②当町での、園児や生徒に対する安全を確保する為の努力をされている所をお尋ねいたします。
- ③今後、安全を確保する為に考えられる事、また進めていかないといけない所をお尋ねいたします。

〔7〕9番 浦野議員

1、三位一体の改革をどう受け止め、どう対処するのか？

- ①中央政府は、三位一体の改革を推進する中で、「地方にできることは地方で」と言う歌い文句は、いかにも地方を主体に考えているように聞こえるが、一方、地方自治体の財政力基盤の確立を地方独自で考えなさいと、突き放されているとしか聞き取れない。当町の将来をどう考えているのか？具体的に町民が安心できる言葉で説明願いたい。

2、奈良平城京に遷都されて1300年という記念すべき年が2010年に訪れるが、斑鳩町はこのチャンスを利用しないのか？

- ①平城京遷都1300年という記念すべき年が、2010年に迫っているが、古代の都市で「人と歴史と文化」を語れば世界の明日が見えてくると、国内外を問わず来奈を呼びかけようと、「平城遷都1300年記念2010年実行委員会」が動き出しているが、斑鳩町はこの機会を利用しないのか、何か企画はないのか？

3、憲法改正論が浮上しているが、町長独自の考え方を問う。

- ①イラク復興支援自衛隊派遣以来、憲法改正論が急浮上しているが、これからは、地方自治体も目まぐるしく変化する国際環境を踏まえた独自の立法論を持たなければならないと考えるが、町長の考え方を問う。

4、介護保険申請の手続きを簡素化できないかを問う。

- ①介護保険制度の介護サービスを受けようと申請するのに、現状はまず

役所にその申請をし、あらかじめ決めたケアマネジャーとの面談を済ませ、また掛かり付けの医者に被介護者を診察に連れて行き、介護を受けたい旨の診断を受け、役所の担当者との面談の末、やっと介護認定が降ります。ここで、介護施設を利用したいときは、介護施設との面談も受けます。健常者でさえこれだけ手続きに時間と労力がかかれば、まいてってしまいます。急に体が弱った高齢者を無事介護制度を利用するのに、もっと簡単に、また時間をかけずに手続きできないでしょうか？

〔8〕 13番 木澤議員

1、投票率の改善について

- ①投票率の低い投票所の改善について。
- ②投票所の周知について。

2、防災対策について

- ①新潟中越地震を教訓にして、町の防災対策として対応すべきものはあるか？
今回特に注目された避難後に突然死亡する「肺塞栓症」への対策は？
- ②斑鳩町の地域防災計画の中で、応急仮設住宅対策はどうなっているか？
- ③洪水ハザードマップの作成について。

3、特定療養費について

- ①町が発行する検査依頼書について。
- ②今後の対応について。

4、三室休日診療所について

- ①町民から利用しにくいという声を聞くが、現在の運営体制や診察の体制はどうなっているのか？

〔9〕 3番 飯高議員

1、地域防災の強化について

- ①地域防災計画の見直し及び強化について。
- ②「洪水ハザードマップ」の作成についての見解。

2、農業の活性化対策について

①農業の振興施策における進捗状況について。

②「グリーン・ツーリズム」についての見解。

3、子どもの安全確保について

①子どもの安全対策への取り組みについて問う。

②CAP（子どもへの暴力防止）についての見解。

〔10〕 12番 木田議員

1、台風23号について

①10月20日に日本列島を直撃した台風23号の被害についての感想と、直撃コースにあった奈良県が被害が少なかった要因は何だったのかについての判断を問う。

②台風23号の洪水で流されそうになったバスの乗客の報道と、12月5日の低気圧で再度豊岡市の円山川があふれて浸水のあった件について、災害対策のあり方について問う。

③平年並に本年は27号まで発生し、日本上陸が異常に多く、その原因は気圧配置の変化があるのか、異常と簡単に片付けられないほどの死者90人位の発生を少しでも防止する方策の有無について問う。

④町内出身の県会議員の質問に対して、南県土木部長が河川改修率が富雄川は77%、竜田川は48%との回答について問う。

⑤新潟・福井・兵庫と今年は日本海側に大変な被害が出ている原因とその後の対策について問う。それと都市河川の位置付けについて。

2、中越地震について

①10月23日発生した地震による被害とその後も続く余震と、やっと出来た避難住宅と今も続く避難生活に対する感想について国の対応は十分と考えられますか。

②安心・安全な国づくりを掲げながら、毎年自然災害による被害者の発生に対する基準が甘く判断されているように思うが、どのように思われますか。

3、住民投票結果について問う。

①12月5日に投票が実施された結果について小城町長の感想を問う。

②芳村助役の感想を問う。

③中野収入役の感想を問う。

〔11〕 10番 吉川議員

1、奈良県ごみ処理広域計画について

①H16年3月以後の進み具合、検討内容について。

②今後の計画、検討について。

2、三位一体の改革と斑鳩町の取り組みについて

3、法隆寺駅周辺の道路計画、河川改修について

①三代川改修について。

②法隆寺駅周辺道路計画について。

4、竜田川改修（三室井堰下流）に伴う要望の履行について

5、第3次斑鳩町総合計画について

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

なお、芳村助役、栗本教育長から途中退席の申し出を受けておりますので、ご了承願います。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 浅井議長のお許しを得ましたので、12月議会の一般質問を始めさせていただきます。理事者の皆さん方にはよろしく願いいたします。

1番目に、町村合併問題についてですが、今年1年を振り返りますと、合併に始まり合併に終わったと。私も、2年前より住民の一人として、また議員になってからも、合併には賛成してまいった一人でございます。その結果において、今回の結果は、大変私としては残念ではありますが、住民の意思が、1万1,122票という反対票であったことは、真摯に受け止め、大変重く感じております。また、今後の動きにも注目してまいりたいと思っております。

それでは、1つ目の質問ですが、全体の枠として、今回の結果を踏まえて斑鳩町の今後の方向性を問うということで、幾つか分けて質問させていただきます。

まず、小城町長は今回の結果はどのように思っておられますか、お聞かせください。

新聞報道による「議会とも相談して、住民の意思を反映し選択したい」という内容だけではなく、より具体的なお話をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） このたびの住民投票において、投票者の約8割の方が、7町の合併に反対されるという結果になりました。住民説明会においては、合併するのか、合併をしないのかを住民の皆さんお一人おひとりが判断され決めていただきたいと申し上げてまいりました。そのためにも、町としましても、出来るだけ多くの情報を、客観的かつ公正な立場で提供してまいったつもりであります。

住民投票の結果は、住民の皆さんが自主的、主体的に結論を出されたものと思いますので、私は、その結果を真摯に受け止めたいと申し上げたわけであります。

住民投票条例に定められておりますように、住民投票の結果を尊重していくことは当然のことながら、斑鳩町の将来を考えるに当たって、投票結果という形で示された町民の意思を深く肝に銘じまして、町民皆さんの意思を反映した選択をしていきたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、私は今回のこの結果は、色んなやり方もあったとは思われるんですが、協議会では住民負担をお願いしておいて、地元では住民負担ではないとチラシに書いている。これらのことが、住民は、合併したら住民負担が多くなり、単独のままの方が負担が少なくなると、身近な金銭感覚、懐ぐあいにひびく問題として危機感を持ち、今回の住民の投票結果になったのではないかと思います。

町長は、今回のこの住民投票についてなんですが、4町が住民投票を行ったわけですが、不公平さを感じる部分があったのではないかと思います。1つ目は、王寺町が3択をして、賛成、反対、7町以外の枠組みを考えるもの。結果的には7,000票という過半数をとっておりますが、こういう選択肢をとったということは、7町の合併崩しではないかという、そういう声も上がっておりました。また、上牧町においても、12月5日に住民投票を合わせず、12月26日という日にちになっております。結果的には26日やらないだろうと言われておりますが、9月の私一般質問でも、町の答弁として、出来れば一緒にやった方がよいであろうということをおっしゃってましたが、こういう結果になって非常に残念なんですが、他町とのこととはいえ、これらの不公平さということについて町長はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 他町のことをとやかく言うことよりも、私の方の場合は議会からの発議でございまして、6月議会で一応そういう形になったわけでございますから、一応平群町は3月議会で理事者側から提案、あるいは王寺町、上牧町は9月議会で理事者側からの提案ということでございます。この関係等は、9月議会でも一般質問がございましたように、出来る限り4町がこの投票日を合わすことが一番妥当だと。中には、町長がリーダーシップを発揮してそのリーダー役をせよということまで言われましたけれども、私は極力そういうことについて努力をしてまいったつもりでございますし、王寺が内部的に12月5日ということに我々は合わせていったことで、12月5日に平群、斑鳩、王寺がされた。ただ、上牧町の場合は、12月5日までまだ住民説明会をされて

いるということですのでございますから、こういう結果になってきたと思っております。

いずれにいたしましても、3町が結果が出てしまったわけですから、そういうことについて、以前からも、9月議会にそういう質問等が出てまいりました。これは、法定協議会等で色々と議論をしながら、最終的には各町にお任せされたわけですから、そういう結果で、出来るだけ私は、極力そういう点では統一する日を設定して12月5日と、早く私の方から申し上げてまいったわけでございますので、12月5日に王寺町、斑鳩町、あるいは平群町がされたということは、結果的にはよかったのではないかなと思っております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私も、この合併問題については、昨年の6月議会から毎回質問させていただいております。9月議会まで、町長におかれましては、7町の合併の是非を問うということで、枠組み等の想定の話は出来ないということをしてこられました。いよいよ合併反対が決まりましたわけですが、町長の新聞報道等によりますと単独でと、議会の皆さんと相談しながらということですが、単独でという可能性が非常に強いわけですが、この単独ということも選択肢の一つと考えていいですか。この質問をするのは、単独というのは、賛成か反対かということにおいて、その結果出た後に枠組みをするのか単独でいくのかという意味だと思んですが、この単独という意味合いについても、町長はどのようにお考えですか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、住民投票の結果を重く受け止めて、町民皆さんの意思を反映した選択をしていきたいと考えております。

これからの選択肢として、単独か他の枠組みでの合併かということですが、住民説明会での意見等町民の声を聞いておりますと、「斑鳩」という歴史的由緒ある名前もしくは土地に愛着を持つ方が数多くおられ、斑鳩町は単独で町制維持していくべきではないかと考えております。また、他の枠組みでの合併につきましても、斑鳩町から他町に合併を求めていく必要はないと感じております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 単独ということについてお聞かせいただきましたが、町長、非常に細かいことになって申しわけないんですが、先月の11月24日の厚生委員会において、町長最後のあいさつの時に、12月5日投票日において、「投票日には、合併に

賛成される方も単独を希望される方も投票に行ってください」という、普通ならば、12月5日に投票行かれる、その時に、賛成の方も反対の方もというふうにするべきだと思います。それがこの時期に、単独でという、投票結果の後に選択肢の一つとして言われる言葉ではないかと思うんですが、その前の委員会等で、そういう単独ですということは、町長の私的な気持ちが入っていたんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、11月24日、厚生常任委員会等、あるいは委員会等では、12月5日という投票日が設定されますから、出来るだけ住民の方々に、議会の皆さん方共々力を合わせながら投票率を高めていく、投票に行ってくださいというお話をさせていただいたわけでございますし、私は何も単独ということは一切申し上げておりませんし、特に、ただ斑鳩町の場合は、私は当初から、歴史ある由緒ある名前は、総務省、前の自治省においても、名を残していこうということを以前から申し上げてますように、絶えずそういうことは私はもう頭の中には十分ございますし、議会でも十分その話は申し上げてきたわけでございますし、出来るだけ12月5日に投票を高めていただく、出来るだけ斑鳩町民の方々が一番心配される、助役から聞きますと、50%ぎりぎり、あるいは50%以下の場合は開票しないという時のぎりぎりの線はどうなるのかという色んなお尋ね等ございましたから、出来るだけ50%以上行っていただく、出来るだけ投票率を高めるという意味から、議会共々そういう話をさせていただいたわけでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私も9月議会で、1%でも多い場合に町長の選択はということでお聞きしました。1%でも多い場合でも住民の意思を尊重したいという言葉を確認させていただいたと思います。ただ、今、厚生委員会の中で単独という言葉は言った覚えはないということですが、私の記憶の中では単独ということ聞いたような記憶がありますので、あえて言うておきます。

次ですが、今この時期枠組みの話をするのは、住民が1万1,122人という反対の人が単独を希望しておるというふうに理解しておりますが、昨日の今日で枠組みのことをどうこう言うのはおかしいと思います。ただ、合併に前向きだった安堵町、また合併に賛成した平群町等考えますと、それらの町は合併を早急に考えなくちゃいけないんじ

ゃないとか、単独で考えなきゃいけないんじゃないかということは今模索をしている
と思うんですが、斑鳩町が好条件が整った場合に、これらのことは、今までの
答弁を聞いている限りではないと思いますが、その辺のところ再度お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、他の枠組みでの合併に
つきましては、住民説明会等による住民の皆さんの意見を聞く中で、斑鳩町から他町に
合併を求めていく必要はないと感じております。

他町からの合併のお話もなく、また仮定の話であっても、合併に当たり当町が有利な
条件を提示することは、対等の立場である相手町に対して失礼に当たりますことから、
ご質問にお答えするのは難しいと考えております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 先ほどの質問の町長の答弁、そして今回の答弁の中で、斑鳩町
から他町の合併を求めていく必要はないと感じておりますということでございます。と
いうことは、今回の合併はないとしても、将来条件等が整った場合は、他町が求めてき
た場合は、合併は考えられるというふうに私は受け止めておきます。答弁は結構ござ
います。

町長はもし単独でいく場合、より具体的な取り組みをお聞かせいただけますか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 斑鳩町が町単独で行っていく場合、人件費の削減など、どのよう
な対応を図っていくのかについてであります。人口の減少や少子高齢化、国の財政制
度の改革などにより、地方税や地方交付税などの歳入が減少すると予測されるなど、本
町を取り巻く環境は大変厳しい状況が続くものと認識しております。

そうしたことから、第1に、実施すべき事務事業を見極めながら、歳入と歳出のバラ
ンスのとれた財政構造を堅持していくことが重要であり、そのために財政健全化にこれ
まで以上の努力を重ね、弾力的で安定した財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えて
おります。

財政の健全化に向けては、全庁一丸となって第3次斑鳩町行政改革大綱を着実に実行
して、その取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、これら改革の実行に当たっては、行政サービスと負担のあり方など、住民の皆
さんの理解と協力が必要となってまいりますことから、人件費の削減や組織、機構の簡

素合理化など、自ら厳しい内部努力も同時に行ってまいる所存であります。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 単独で行く場合、今後斑鳩町の方針がどういう形でいくかと非常に住民も興味を持っているわけでございます。今、町長が答弁された第3次斑鳩町行政改革大綱の実施計画に盛り込まれております定員管理の適正化、町税収納策の効率的な推進、使用料、手数料の見直し、新たな収入源の検討など、財政の健全化に向けた取り組みを誠意を持って進められることを望んでおきます。

合併について最後の質問になりますが、町長はこの7町の合併が今もし崩れたと、崩れるという前提もありますが、単独でいくということをお聞かせいただいております。そして新たな枠組みで、これはちょっとあえてご説明させていただきますが、斑鳩町がということではなく、他町との、先ほども町長が他町のことを言うのは云々ということですが、この新たな枠組みについて、来年の3月末までの期間で特例法の期限までに間に合うと思われませんか。いかがですか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほども答弁させていただきましたように、現在、斑鳩町に対して他町からの合併についてのお話は全くない状況でもございますし、そのような中で、平成17年3月31日という期限までに、今から7町合併協議会で積み重ねてきたような協議を行い、住民及び町議会議員の皆様に対して、合併の是非を判断するに足る情報を提供し、合併について理解をいただくことは、大変困難であると思われませんか。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今回の答弁ですと、大変期限内に合併するということは難しいということではありますが、今回の結果を踏まえますと、12月5日以後の新聞報道等、今日の奈良新聞の王寺町の町長の4選出馬ということも色々出ておりますが、斑鳩町をはじめ王寺町、上牧町は単独でという公算が大きいようですし、また三郷町の秋田町長も、小さな枠組みについてはメリットがないということで、単独を模索されているのではないと思われませんか。河合町の町長は、法定の議長の立場上コメントは控えたいということですが、残るのは平群町と安堵町です。

私は、各町が今回の合併は考えればいいということだとは思いますが、やはり斑鳩町も隣接する町のことについては、今回だけではなく、今後も含めて何らかの態度があってもいいのではないかなというふうに考えます。今回、斑鳩町は単独で進むと思われま

す。今後、小城町長の手腕が問われますし、また住民は期待しているものと思われま
す。これをもって市町村合併についての質問を終わらせていただきます。

次に、身体障害者のバリアフリーについてご質問させていただきます。

斑鳩町は、このバリアフリー対策についてどのようなお考えですか、お聞かせくだ
さい。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 障害者の方が住みなれた地域の中で安心して生活が出来
、積極的に社会参加をするためには、建築物とか道路、交通機関、公園等といったもの
を障害者の方々の利用に配慮したものにしていけることが求められているところでござ
います。

このことから、県におきましては、平成7年3月に、奈良県住みよい福祉のまちづく
り条例を制定をされました。障害者、高齢者等をはじめといたしますすべての県民の方
が、安全かつ快適に生活出来る住みよい福祉のまちづくりを推進をされているところで
ございます。

当町におきましても、この奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づきまして、平
成7年度からやさしいまちづくり事業で、役場の庁舎、公民館、保健センター、小中学
校などにおきまして、ローカウンターを設置とかトイレの洋式化、手すりの設置、点字
ブロック等の整備を進めてきたところでございます。

今後も、町といたしましては、第3次斑鳩町総合計画、また現在見直しを進めており
ます障害者福祉計画にも、バリアフリーの推進については位置づけをいたしております
。障害者や子どもから高齢者まで、誰もが安全で快適に利用出来る公共施設や民間施設
等の建築物、道路、交通機関、公園などの整備を、住民または事業者の協力を得ながら
推し進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 大体の斑鳩町のバリアフリーについてのご説明をいただきまし
た。斑鳩町の役場においても、特に1階、ローカウンター、身体障害者用に一段低くし
た受付窓口をしておられる。そういった等、県の住みよい福祉のまちづくり条例に基づ
きバリアフリー化を努めていただいております。今後とも、安全で快適に利用出来る公
共施設等の充実に取り組んでいただきたいと思います。思っております。

それでは次に、身体障害者のバリアフリー対策についての2番目に入りますが、身体

障害者に対する斑鳩町の道路、公園等の整備についてでございます。まず、道路のバリアフリー対策について、どのような対策をしていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 道路のバリアフリー対策についてでございますが、平成8年4月に施行されました奈良県住みよい福祉のまちづくり条例におきまして、歩道の幅員、段差の解消、勾配等について、そういったことについて定めておりまして、この条例に基づき段差等について改善を図っているところであります。また、道路新設工事におきましても、これらを配慮した計画、実施ということで進めてきておるわけでございます。

近年におきましては、龍田西3丁目地内の西の山住宅内におきまして、歩道の取り合い部分の切り下げ工事を平成14・15年度の2カ年にわたり実施しておりますし、そういったことで段差解消を行ったところでございます。また、道路新設改良工事では、現在事業を進めております神南3丁目、5丁目地内の大和川堤防沿いの昭和橋から竜田川合流地点までの区間で、バリアフリー化を図った歩道の確保、また公園等の進入路につきましても、車椅子が利用可能なスロープを設けて施工をしているところでございます。

今後、道路整備により歩道を設置する場合には、バリアフリーに対応したものにしていこう考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、ご説明いただきました。その中で、龍田西3丁目の県道王寺三郷斑鳩線と、西の山右折の地面の勾配が急なため、冬場凍ってなくても滑りやすく危険な箇所があります。私もこの場所については、工事期間中も私は見ておりました。非常にご苦労さんなことだと思っておりましたが、この西の山から降りてくる左カーブ、県道の境のところです。終わった直後から、この場所については非常に滑りやすいので危ないということは住民からも聞いておりました。その後も、やはり何人かの方があそこで滑ったということも事実聞いておるわけでございます。これらのこと、生コンの打ちっぱなしなわけですね。ですから、その中にざら目があるとか、そういう場合ならまだ止まったかもしれませんが、打ちっぱなしのため、そこにこてでこすった滑り止めをつけているというような状況ですが、滑り止めになるような状況ではありません。そのことについて、この箇所の修復ということを今後考えられますか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま議員ご指摘の場所につきましては、先ほども述べましたように、工事により段差の解消をこれまで行ってきたわけでございます。ご指摘されておられますスロープ部分につきましては、これは地形的な問題がございまして、勾配の修正は困難なわけでございます。ただ、滑りにくくするための何かよい方法はないのか、そういったことについて今後検討をしたいと考えます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 確かに勾配がありますので、左カーブでいきますと、その勾配を長くするということになると、非常に無理なことになります。私も重々承知しております。そういう意味では、良策を検討していただくということですが、そこに、三室山で今10年計画でやっているような滑らないために滑り止めをつけていると、あんな大きいものでなく小さいものです、今回の場合は。とか、左カーブの左側に手すりをつけていただくとか、これも一つの方法だと思いますので、良策を考えていただくようお願いしておきます。

次に、先ほどもご説明ありました県道大和高田斑鳩線の歩道の縦断勾配について対応はどうかしらっしゃいますか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の県道の歩道についてでございますが、これはJR法隆寺駅から法隆寺までの観光アクセスとして、県により歩道の整備をしていただいております。これは、平成9年度に完成しているところでございますが、この施工時には、車道との段差解消に取り組んでいただいたわけでございますが、現状として家屋等が隣接している、そういった関係もございまして、車道と宅地との高低差がある部分の接続により、縦断的に起伏が生じる施工となったところもございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、2カ所についてご説明いただいているわけですが、今後とも、道路整備に当たりましては、バリアフリー化を考えて進めていただきますようお願いいたします。

それでは、同じくバリアフリーの対策についてですが、身体障害者に対する斑鳩町の公園の現状についてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 公園の現状についてでございますが、現在町では9カ所の公園を管理しております。このうち6カ所の公園につきましては、周囲の道路等との高低差がなく、園内の起伏も少ないことから、車椅子でもスムーズに園内を移動していただけるような状況となっております。残り3カ所につきましては、公園への出入口に高低差があることから、スロープを設置しバリアフリー化に対応しているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、9カ所のうち6カ所については既にバリアフリー化を考えた公園になっているということですが、残り3カ所についてバリアフリー化に適応したのものになっているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 3カ所のうちスロープを設置している公園というのが、大和川の第一緑地、小吉田児童公園、神南公園、この3カ所でございます。

まず、大和川第一緑地につきましては、奈良県住みよいまちづくり条例が制定された以降に整備をしております、その条例の基準に適合したものとなっております。条例制定以前に整備された小吉田児童公園、これにつきましては、地形上の問題から、公園内の一部につきましては車椅子の利用が難しい状況となっております。また、神南公園につきましても、当初入り口部分が階段であったものをスロープに改善はいたしておりますが、勾配が少しくつくなっております、介助が必要な状況となっております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、お答えいただきましたが、私も先日その3カ所見てまいりました。第一緑地につきましては、基準に適応している、新しく出来た公園です。非常に河川に降りるまでに長いスロープを使って、ゆるやかな勾配で行ける状況となっております。

ただし、その他の小吉田についてはやはり、3つの公園があるわけですが、一番下の歩道に面しているところ、これについては車椅子でも入れるような状況ですが、そのほか2カ所については、階段等があつて急な場所ということもありまして、非常に難しいものと考えられます。この公園については、一番低いところを使っていればというふうに私も思っております。

それから、神南公園ですが、やはりスロープ5メートルございますが、これをさらに

延ばすと、公園の中央部分に入って公園が狭くなるというようなこともあります。非常に難しい状況であります。もしここで利用される方が、バリアフリーということで利用されるならば、第一緑地の方にと 생각합니다。

そして、地域に密着した公園ということもあり、地元の方々からまた要望等があれば、十分に協議していただきますようお願いしておきます。

以上につきまして、身体障害者のバリアフリー対策についての質問を終わらせていただきます。

それでは、次に、厚生年金いかるが荘についてをお尋ねいたします。

今年の春ごろから、いかるが荘が4年後には立ち退きになるとの話が館内で持ち上がり、私のところに、今後いかるが荘はどうなるかという問い合わせがございました。調べてみますと、平成12年5月26日に国会で閣議決定されており、民間と競合する公的施設の改革についてが決まり、国また特殊法人等が設置主体となる公的施設について閣議決定に至った措置を引き続き推進することとし、下記のように決定するとありまして、その中に、経営等明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化、その他の合理化を行うというふうにあります。ということは、現在16年ですので、平成17年、来年度には経営等明確にし、早期に廃止、民営化、その他の合理化を行うということで進めて、来年度中には何らかの結論が出るという、そういう見通しになっているものと私はこれ解釈しているわけでございます。

このような国の施策でいかるが荘も近々廃館になっていくだろうと思われるわけですが、既に居住者の方も役場の方に相談に来られているということでございます。また、福祉課の方も色々と各種団体等にお問い合わせ等もいただいているようでございます。この後私が色々ご質問いたしますが、私なりに独自に調べたものでございます。多少町との見解の相違点もあるかと思いますが、まずお聞かせください。

居住者の対応についてですね、入居者数の変動等含めてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 厚生年金いかるが荘の入居者に限りませず施設への入居を希望される方に対しましては、軽費老人ホームとかケアハウス、有料老人ホームといった施設がどこにあり、入居するに際しましての要件とか、また費用が幾らぐらい必要なのかといった等々の情報の提供をいたしているところでございます。

厚生年金いかるが荘にお住まいの方につきましても、議員も言われてますように、町

の方に数名の方が相談に来られているところでございます。この時、どのような施設がどこにあり、費用が幾ら必要か、また入居に際しての必要な事項等、施設を選ぶ時に参考となるものにつきまして表にまとめておりますので、それらをお渡しする中でご説明も申し上げご相談を受けて対応をさせていただいているところでございます。

また、いかるが荘の入居者の関係でございませけれども、4月1日の時点では40人の方が入居をされていたと、このように聞いております。そして、12月1日現在では25人の方が現在入居をされているというような状況であるというように聞いています。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、お答えいただきまして、4月現在では40人、12月1日で25人ということですが、私が聞いた限りでは、4月現在47人、12月で25人というふうに実は聞いているわけですが、また相談に来られた方数名ということですが、3人ほど来られたようでございます。色々と指導していただいておりますが、既にこの8カ月の間に47から25と、20名近い方が既に出られていることが、現実としてそれがあるわけでございます。

そこで、そういった既に20名近い方々が出ておられるということで、入居されている方々は、既にもうここを出なきゃいけないんだなということはわかっているわけですね。ですから、皆さんがここを出ていっているわけでございます。私は、入居者の方々が、20数名がもう既に出ているということでちょっとびっくりしているんですが、そのうち3人ほどしかご相談に来てない。ほかの方々は、自分たちで家族で相談したりで出て行かれているんだらうと思うんですが、それについても含めまして、斑鳩町はこの動向をどこまで把握していらっしゃいますか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 年金制度改革が議論をされる中で、政府・与党内で年金保険料を使った福祉施設につきましては廃止する方針といった新聞報道等によりまして、厚生年金いかるが荘が廃止されるといったような話等について入居者の間で出ているのではないかと、このように思っております。5月に奈良社会保険事務局に確認も行っておるところでございますけれども、奈良社会保険事務局では、社会保険庁からは、厚生年金いかるが荘の廃止については何も通知をもらってないということでございます。

社会保険庁関連の施設につきましては、県内に5つの施設がございます。長期継続的に入居されている老人ホームにつきましては、厚生年金いかるが荘だけであるわけですが、その後状況等に変わりがないか社会保険事務局に確認もいたしているところではございます。このことから、廃止についての情報等はないということであったわけですが、社会保険庁が全国の施設を対象に行政財産の管理を目的にした測量調査を実施しているということでは話を聞かせていただきました。厚生年金いかるが荘でも、日程は決まっておりますけれども、財産管理を目的とした測量調査が今後実施されるということは、この時に聞かせていただいております。

しかし、平成16年3月に、年金保険料の他目的使用への批判を受けました厚生労働省や与党年金制度改革協議会が、年金福祉施設を見直す方針を固めまして、平成17年度に整理機構を設置をいたしまして、約5年をかけて整理合理化を進めるという政府・与党内での方針も出ておりますことから、奈良社会保険事務局には、厚生年金いかるが荘におきまして、そのようなことになれば、入居者の方にいち早くお知らせをいたしまして入居者への方々への対応をしていきたいと、このように申されておりますし、町の方におきましても、そのように厚生年金いかるが荘の方に申し入れもさせていただいたところでもございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、以前お聞きした時よりかはかなり調べていただいております。県内に5施設あり、今後測量調査もしていくと。今年度中に調査は既に終わるといようなことも聞いておりますし、また来年度中に5カ年計画も終わり、さらに17年から5カ年かけて整理合理化を進めるという政府の方針というふうにご答弁いただきました。

それで、奈良県内の5施設ということですが、いかるが荘にかかわらず年金保険料を注ぎ込んでいる施設として全国で265施設ございます。その中で、先ほどお答えいただきました県内では5カ所ということですが、1つがいかるが荘ですね、2つ目が、奈良市高畑町の厚生年金飛火野荘、3つ目が西大宮の奈良社会保険センター、4つ目が桜井市山田の国民年金保養センター大和路、5つ目が東生駒のペアーレ生駒、以上5件が奈良県にあるわけでございます。これについても既に測量等がもう始まるというふう聞いております。

なぜ調査して測量するかというと、後ほど申し上げますけど、昭和24年ぐらいに測量しているわけで、非常に古いということで、新たな境界線を引くというふうでございます。また、既に入札も終わっており業者も決まっているということですが、先ほどもお聞かせいただきましたが、17年11月1日に独立法人に移行させていくと、そして全体を総括して、自立出来るか、それとも売却していくかということを図っていくというふうでございますが、いかるが荘におきましては、収支バランス、それから施設の古さ、利用状況等を判断すると、全国的にも非常に古い施設であると、一番古い方であるというふう聞いておるわけでございます。

本館につきましては、昭和41年3月に完成し、土地は町よりそのころ借りていたそうでございます。そして、昭和52年3月町より土地を購入しており、また2号館、3号館については、2号館は昭和48年の3月に完成し、3号館は昭和50年3月に完成し、土地は44年12月に民間より購入したと聞いております。本館は既に40年たつて大変古く、閉館時期も早くなると、こういう古さを考えると思われるわけです。全国の厚生年金の保養老人ホームの数は110カ所ありますが、そのうちで、福岡のまつかぜ荘も大変古いと聞いております。その次にこのいかるが荘が非常に古く、どうも話では、福岡、それから斑鳩の順にというようなことも、入居者も含めて私も聞いているわけでございます。既に厚生年金姫路の鷺山荘は、平成16年9月30日、ですから今からまだ3カ月ぐらい前でございますが、既に閉館しております。その他の事業団におきましても、厚生年金事業振興団以外ですね、平成12年滋賀県の国民年金I湖苑、それから滋賀県ヘルシーパーク大津、これは今年閉館しています。和歌山県の船員保険白浜も既に売却されております。上記の閉館施設等を見ますと、大変居住者に対して退去時期等が知らせているわけですが、これは事業団で聞いた話ですが、大体閉館するまでに半年から1年前に連絡しているそうです。一番近い姫路鷺山荘については、平成16年5月に入居者の人に話し合いをしたということです。その時には最終10名程度だったそうですが、既にその前からそういう話があって、徐々に徐々に出ていって、最終10名が残って、5カ月前に皆さんと相談して、家族の方も含めて相談なされたということです。

そういうことですから、今既にいかるが荘においては、今年の春には47いたやつがもう12月には25という20名近い方が出ているわけですね。そういうことも考えますと、非常に早い時期にこのいかるが荘もそういうような立場に置かれるんではないか

というふう想定出来るわけです。

そこで、非常に半年から1年の間、たったこの短期間の間に、さあ、出ていってくださいというのはちょっと配慮に足りないんじゃないかと思いますが、この時期について短過ぎると私は思うんですが、これについては町はどのようにお考えですか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 長年生活の場として過ごされてきたところから出まして新しく生活をする場を探されるわけでございますので、閉館というのを入居者の方にお知らせするのが、議員も言われてますように、先件の事例を見ますと、6カ月から1年というような期間については、少し短いのではないかと、このように思っております。しかし、先ほどもお答えを申し上げましたように、奈良社会保険事務局にも、また厚生年金いかるが荘にも、入居者の方々に配慮した十分な対応をあわせてお願いもさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 非常に短い期間において進むと、入居されている方も非常に動揺されて、また、えっという気持ちになりますので、今後町としてもそういった関係機関からの情報をいち早く察知していただき、いかるが荘の方々にも早い情報提供をしていただけるようお願いしておきます。

それで、3番目の質問に入ります。

いかるが荘の建物、土地についてでございます。これにつきましては、おそらく町の方の見解としては、まだ入居者もいるのに、まだはっきりしてないという各種団体からの答えもそういうふうに出ているということで、今こんな時期にそんなことは当然答えられないよという想定出来ます、私も。ただ、非常に現実を見ますと、いかるが荘の閉館も私は間近いと思っております。非常に入ってらっしゃる方に対しては申しわけないんですが、逆にそういうことを知らしめるということの方が私は親切ではないかなと思っております。これが国の施策として決まってないんなら別ですが、既に決まって、全国、奈良県においても、こうやって次々に近畿地方においても閉館が決まっているわけでございますから、そういうことを配慮して私はこの質問に対してはそう長くない、5年、10年先の問題でないということであえてお尋ねするわけでございます。

この建物、土地は社会保険庁のものですが、その運営委託を財団法人厚生年金事業振興団に任せているというわけです。もちろん財産管理も社会保険庁がやっておるわけで

すが、施設の運営、または施設の閉鎖存続は財団法人厚生年金事業振興団が決めます。全国の社会保険庁がかかわる施設の独立法人として移行していったるわけですが、先ほど申し上げましたように、既に測量に入っているわけでございます。そういうことを踏まえて、一つの例としましては、高知県にございますグリーンピア土佐横浪、これが社会保険庁の方から高知県と高知市に打診がありました。話がありました。県と市は、買うことも運営することも断っております。辞退しております。次に、民間の明德義塾高校、野球で有名な、そこに話を持っていったるわけです。今、現在、明德義塾高校がその施設を買い取って活用していると、そういう状況もあるわけです。

ですから、今回の件につきましても、まず社会保険庁、それから事業振興団は、そういうことが本決まりになれば、当然県と町の方に話が来るわけです。そうすると、当然あの竜田公園のそばの景観のいい建物でございます。町としてももちろん黙ってないわけです。その時に町として、やはり竜田公園の中にある施設としてももちろん考えられると思います。考えていただけるものと思いますが、その時に、もしそういうようなお話があった場合、斑鳩町として県とも相談されて、その方向性等当然考えられると思いますが、この辺について町としてはどのようなご見解をなさっておりますか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現施設が閉館となった後の利用を、町の考え方をご質問をいただいているところでございますけれども、この現施設の閉館となった後の利用については、現在町の方におきましては、どのような方向性を持って対応するかということについては、今現在は考えておらないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 先ほど私冒頭で申し上げましたように、当然そういうお答えが返ってくるということは想定しております。ただもし、再度聞きますけど、事業団なり事務局から打診があった場合で結構ですので、町としては前向きに考える、そういう用意はあるということでも結構ですが、この辺についてはいかがでございますか、再度お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） そういう協議の場があれば、それは当然協議はさせてい

ただきますけれども、それは、それを買い取って跡を利用していくかどうかというのは別のことであるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私は、近い将来にこの問題は出てくると思いますので、あえてここで町に私質問しているわけでございます。これ以上言ってもこの問題同じだと思えますが、今後そういう話があれば、町主導のもとに、この竜田公園に隣接する建物でございます。どうか県ともご相談いただき、そして、これは私的な考えでございますが、やはりああいう場所でございますので、私もこの斑鳩町においては観光ということについては一般質問でも何度もご質問させていただいております。そういう意味合いにおきましても、やはり斑鳩町においては旅館等の施設もございません。そういう意味合いで、あそこをリニューアルして、観光旅館になり、斑鳩町で唯一の、ほかにも旅館ありますので、言葉が過ぎればおわびいたしますが、やはり皆さんがほかから来て、泊まる場所ありませんか、食事するところありませんか、ちょっとした食事するところありませんかという時について、みんな信貴山へ三郷へ言うわけです。そのときに、やはり斑鳩町にも誇れる料理旅館があり、行ってくださいと言えるような旅館が一つでもあっていいんじゃないかと思えます。私はこのようなことも含めたことでお話させていただいているわけで、今後この件については、厚生委員会等でも私は注目してまいりたいと思いますので、ぜひ覚えておいていただきますようお願いいたします。

これをもちまして私の12月の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 具体的な質問の内容に入る前にお聞きをしておきたいと思うんですが、読売新聞の「日本語の現場」というコラム欄に、「役所言葉は研究課題」とする記事に目をとめることになりました。この内容について共感するところがありましたので、その要点を紹介して感想をお聞きしておきたい、このように思います。

「前向きに善処します。」典型的な役所言葉のやり玉に上がる言葉の一つだ。こんな言葉遣いをいらいらするのは一般市民だけではない。昨年4月に初当選した名古屋市のある市議員は、自らの体験に照らして独自の分析を加えている。

きっかけになったのは、昨年6月の市議会でのやりとりだった。初質問で、「個人の携帯電話に地震警報を送信出来ないか」と提案。市側から「研究課題」との回答を引き

出した。

意気揚々と質疑を終えたら、先輩議員から「あれはやらないということなんだよ。」と言われて「えっ」と絶句をした。そこで、過去3年間の議会答弁に出てきた「検討します。」「研究します。」「研究課題とさせていただきます。」などの言葉を調べてみた。議会で質疑されたのは、50施策。答弁の言い回しと実施率の関係を見ると、「前向きに検討」80%、「今後検討」というのが60%、「今後研究」するというのが40%、「検討課題」とさせてもらうというのが20%、「研究課題」というのは0%。

こういう結果でございまして、「検討」との答弁があればかなり実施率が高い。しかし、同じ「検討」でも下に「課題」がついた途端に実現率というのは20%に落ち込んでいた。「前向きに検討」は、実現出来る可能性が極めて高いので、「市は全力を尽くします」との答弁らしく、「研究課題」は実現性は皆無である。つまり、「市としては何も出来ません」という意味になるようだとこの調査結果を分析し、議会に報告して、いわゆるその場しのぎの煙に巻くような答弁より、もう少し明確で一般市民が聞いてもわかりやすい答弁を心がけるようにしてほしいという注文をつけた。

これが「前向きに検討されるのか、それとも研究課題で終わるのか、注目したいところだ」という記事内容でありました。この記事内容の分析と答弁のあり方について、どのようにお考えになっているかということ、これから具体的に質問を始めるに当たってまずお聞きをしておきたい、このように思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま質問者が言われました名古屋市の議会答弁と役所言葉についての読売新聞の記事の内容の分析結果と答弁のあり方についての感想をということでございます。

紹介されました記事内容の議会答弁は、曖昧で当たり障りのない、また実施するのかしないのかという要点のはっきりしない、いわゆる優等生的なその場しのぎともとれる答弁であると思います。このような答弁は役所特有の言葉とも言われており、一般住民の方々には理解のしがたいものであり、我々もこの記事の内容を聞き、このような答弁をしてはならないと考えさせられると共に、反省もしなければならぬと痛感しているところでございます。

これまで議会における質問内容によりましては、出来る、出来ないの判断がつかねる場合であれば、その時の答弁として「検討します」と、そういった曖昧に聞こえるよ

うな言葉を用いるケースもありましたが、答弁のあり方といたしましては、このような場合においては、曖昧にしないで、出来る限り明確で、誰が聞いてもわかりやすい答弁を心がけていかなければならないと考えているところでございます。

今後におきましても、議員皆様への答弁につきましては、出来るだけ理解を得やすい答弁を心がけることはもとより、理解を得るための資料等につきましても、明確でわかりやすいものを添付するなどして、誰もが理解しやすい議会答弁を行うよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 今、総務部長から、いわゆるその場しのぎともとれるような答弁をこれまでしてきたこともあるということについて反省を加えながら、今後、いわゆる答弁に対しましても、答弁のあり方としては、曖昧にしないで、出来る限り明確で、誰が聞いてもわかりやすいような答弁を心がけていくと、誰にも理解しやすいような議会答弁を考えると、するというふうに言われていますから、そのことに期待をしながら以下順次質問をしていきたいと思っておりますが、私の後にもまだ9名の同僚議員の皆さんが質問されます。それぞれの答弁内容に共通する問題でありますから、その点を念頭に置きながらこれから質問していきたいと思っておりますし、最終的にはその総括が、一般質問終了後に本当に今お答えになったようなことが実るかどうかということについて、十分な関心、注目をしていきたい、このように考えていることを申し添えて、以下順次質問をしてみたい、このように思います。

まず、いわゆる西和7町の合併の是非を問う住民投票にかかわってであります。先ほどの議員も質問をいたしておりますが、私は私の一つの視点に立って私なりにお尋ねをしてみたい、このように思います。

まず初めには、住民投票の結果をどのように分析しているかということをお尋ねしたいわけでありませけれども、私は、今回の西和7町の合併協議会は、各町相互の考え方を町長レベルや議会で煮詰める議論の場を持たないままに、住民の直接請求によって法定協議会のテーブルに乗せられてしまった。議会では、法定協議会は合併の是非を含めて議論すべき場であるとの認識のもとで法定協議会の設置に同意をしたと理解をいたしております。

しかるに、協議会は、合併の是非についての議論を尽くさないままに、合併を前提とした事務手続を先行させる形で協議が形式的に進められ、住民不在の協議会であるとの

不満を抱かせ、住民投票の実施についても、いささか不安を感じさせるものがあったと思っています。

ところが、斑鳩町における住民投票は62.14%の投票率で、反対が1万1,122票、賛成が3,082票となって、反対票が8,040票を上回る結果を見ることになった。

このことについて、色々な見方があるというふうに思うんですが、私は予想以上の投票率であったというふうに思います。また、町民の皆さんが、自分のまちや地域の将来について真剣に考えられていることの証左でもあるというふうに受け止めているわけがありますけれども、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 去る12月5日に執行された「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票」は、同日に投票を実施した3町の中でも最も高い62.14%という投票率となったことについては、住民の皆さんお一人おひとりが、この合併問題に大きな関心を持っていただいた結果であり、新聞等のマスコミで行政に無関心な住民が増加していることや、それによる選挙の投票率低下等の問題が頻繁に取り上げられている現状で、まことにありがたいことであると思っております。

そして、この合併問題を通じて、議会をはじめ住民の皆様方と、斑鳩町の将来について意見をいただくことが出来たということは、大きな成果であり、それらのことをしっかりと肝に銘じて、これからの町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

また、投票結果としては、8割弱の反対票が集まったことにつきましては、住民の皆様方が真剣に考えていただいた結論でありますので、重く厳粛に受け止めたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 投票率の62.14%の評価の仕方の問題であります。住民が判断出来るような材料が十分に提供されないままに住民投票に臨んでしまうと、現状維持を選択しがちであるということは、過去の住民投票の結果を見ても明らかである。どちらがよいかの判断に迷った場合には、合併するという変化を選ぶよりも、合併しないで今のままという選択をしてしまう傾向にあるというふうに指摘をされる向きがあります。

確かに、今回の住民投票を前に行われました住民説明会で示されました財政シミュレ

ーションを見ましても、10年後、20年後の私たちの生活がどうなるかというイメージがわいてくるようなものではなかったというふうに思います。ここが知りたいということのほとんどが先送りをされた協議会の結論は、合併による私たちの将来の不安を解消する内容のものではなかったと思います。

特に、合併協議会がその都度発行いたしておりましたいわゆる合併協議会だよりを見ましても、全くそういうことについては明らかでなく、皆先送りされてしまっているということについての住民の不満と不平というものを多く耳にすることになりましたし、このことは私どもが合併特別委員会の中でも指摘をしてきたところでもあります。このことについて一体どう考えるかということがまず1つ。

2つ目の問題は、西和7町の合併についての是非を問う住民投票で、新しい名称が選択肢の重要な要因となったことも事実だと思います。世界の歴史的文化遺産を有して、町民憲章にも言われるように、「わたしたちは聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇り」としている多くの住民は、新しい市の名称を受け入れがたいとして強く反発する意思が働いたのではないかというふうに私は考えます。このことの意味は、いわゆる財政的にこれからのまちづくりがどうなっていくかということよりも、むしろ町の名称という単純な住民感情が大きく作用してきたのではないか、こういう見方も出来るというふうに思うんですが、この点についてどのような感覚をお持ちでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今回の投票結果について私が思うことを、住民説明会等での住民の皆さんからいただいた意見を踏まえまして、簡単に述べさせていただきます。

まず1点目としまして、新市の名称についてであります。「西和市」という名称については、その決定方法についての疑問、また名称そのものに否定的なご意見も多くいただきました。これは、「斑鳩」という歴史的由緒ある名前もしくは土地に愛着を持っておられる住民さんが多く、そして、「西和市」に斑鳩の里が持つイメージが感じられないことが原因ではないかと感じております。

2点目としましては、各町の財政状況についてであります。全く財政状況の異なる7町の合併によって、斑鳩町が他町の借金を背負うことになるのではないかという不安感、不公平感を住民の皆さんが感じておられました。私は、斑鳩町の現在の財政状況が決して安心出来る状態であるとは考えておりませんが、基金や地方債の残高を単純に比較すると、7町内でそれぞれ差がありますので、それによるものと思っております。

3点目としては、新市に対する新しい期待感が希薄であったのではないかと考えております。7町合併協議会にて取りまとめた新市建設計画（まちづくり計画）に対しまして、余り魅力を感じていただけなかったように思います。

これらのことが重なって大きく反対票に傾いたのではないかと分析しているわけですが、質問者のご指摘のとおり、7町合併に賛成された方も投票者の2割強おられましたことから、合併による行政の効率化、合理化を望む住民の声を全く無視することは出来ないと考えております。7町合併でなくとも可能と思われるような、各町共通の事務における広域対応等による行政の効率化、合理化について、積極的に推進する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、住民さんからいただいた貴重なご意見を真摯に受け止め、今後の単独を想定した斑鳩らしい町政運営やまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 今、町長は、住民投票の結果の分析として、いわゆる住民説明会で出た意見を中心にとということで3点挙げられました。この3点の結果でありますけれども、結局はこれらのことが合併協議会でどのように議論をされ、どのような意見開陳をされて、なおかつ斑鳩町としてのリーダーシップを発揮するためにどういうふうにされたかということなどについて、住民に十分聞かされる状況で私はなかったと思うんです。むしろ、さきにも言いましたように、合併協議会のあり方そのものについて、論議の内容そのものについて、全くどちらを選択していいのかわからないという住民が非常に多かったことは事実だと思うんです。

そしてまた、言えることは、たまたまこれらを協議をされている時期というのが、国と地方における税財源の見直しが議論をされ、三位一体の原則に基づいての取り扱いということが色々議論をされていますけれども、全く先行きがわからない。依然として国と地方との論議が盛んに行われている。そして、将来どうなってくるのかということが全然わからない。という状態の中で住民が本当に判断出来る状況にあったのかどうかということになりますと、そういうことではないと思う。

そしてまた、住民説明会の場において、市町村の合併についての資料が配られて財政シミュレーションが提示をされていますけれども、その内容について、本当に選択出来るような内容のものであったのかどうかということになりますと、私が参加をいたしま

した2カ所の説明会におきましてはやはりわからない。もう少し説明を多くしてくれないと、十分にどれがどうなのか、どう選択していいのかわからないという気持ちが強い。わからないならば、いわゆる現在のままでいく方が無難かなというような意識が非常に多く働いていたのではないかというふうに思うんです。こここのところの分析をどうするかによって、今後単独でいくにしても、あるいは合併を模索するにしても、大きな私はポイントになるというふうに思う。

そしてまた、これからの緊縮財政をさらに進めていこうとする立場をとるとするならば、それにこたえ得る住民の心構えがあってこういう結果が出たのかということが大きな私は問題になってくるだろうと思う。この辺について考えますといささか、色々と分析の仕方というものについてももう少し吟味して行う必要があるのではないかなというように思われて仕方がないわけでありますけれども、いずれにしましても、住民皆様のご意向というのは尊重していくんだ。そういう立場からするならば、法定合併協議会がいう7町の合併というものは見送る立場を我々としてはとるとということについて、あるいは町名を大事に、住民に答えてますように、歴史的文化的な存在をする斑鳩町のまちづくりについてはこのことを意識していかなければならんということについては、私はそのとおりでと思うんです。しかし、そうであったといたしましても、その認識の仕方、いわゆる協議の段階において、住民に説明会の段階において、その手の指針というものが強く打ち出されてリーダーシップを発揮したという形ではなかったと思う。いわゆる評論家的な立場に立って、事をしばらくじっと見守るという形の中で過ごされてきて結果が出た。その結果について、我が意を得たりといわんばかりの形で今発表されているというような形に私は思われているとするならば、これはやっぱり問題ではないのか。今後の対応についてより大きな困難が伴うことは事実でありますけれども、極めて安易に受け止められて、当然のことだというふうに、全体が認識したんだというふうに受け止めることについては一体いかがなものかというように私は思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、おっしゃっていただくように、松田議員のご指摘のように色々な角度はあろうと思います。私は私なりに、説明会等での財政シミュレーション等、なかなかその言葉がわからない、また先のことが見えない、また理解出来ない。今、国が申されている三位一体の改革でも、この意味を理解出来る方が果たしてこれ何名おら

れるかといったら、なかなか難しい問題である。言っておられる方もなかなかわからない。そして、我々が6団体の関係で行った時も、この三位一体の改革については、麻生総務大臣は、これはイエスキリストの言葉であって、そして今、報道関係者がおられる方々自身が、色々書かれていることについても皆さん方がなかなか理解出来得ない、そういうあいさつをされたわけでございますし、我々としても、今、この関係等については、あくまでも法定協議会等で出来てきた、先ほど質問者がおっしゃるように、法定協議会そのものについての、色んな関係等について、法定協議会日より、これを見てもなかなかご理解出来得ない、そういうこともございますし、また住民説明会等でも、なかなか出して、それを助役はじめ管理職の皆さん方がどこまで答弁出来得るのかということについても、なかなかその答弁が出来得ない。あるいはまた、質問される方も、果たしてこの関係等について、これ以外の関係についてどういうことになるかということもなかなか言えない。そこらもございましたから、私は、今、考える中では、斑鳩という一つの町名そのものについての関心の高さ、また町制50周年に出来た町民憲章にもうたわれているように、先ほど質問者がおっしゃったようなことがやっぱり一番深くそういう理解をされているんじゃないかな。単純に考えますならば、色んなことが言えますけども、一応私は3つの観点からそういう判断をさせていただいたということしか言えないと思っております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 先ほど、反対票が非常に多かったという関係についての住民の意向というものはどうであったかという関係について、3つの点を述べられたというふうに申し上げました。第1の点の市の名称の関係については、しばしばここでも議論しておりますし、私ども見解を申し上げたことがあって、確かにもう少し慎重な配慮を尽くしながら協議会で論議をしてくれたらよかったなど、本当言うたら申し上げていることは事実なんです。また、ある意味においては、その時点で合併は成立しないんだということで、むだな金を使わずに打ち切ってしまうという意見もあったのも事実だと思うんです。だから、そういう意味からいくと、この件についてはそれなりの分析かなというふうに思うんですけども、財政の関係については、今も町長言われるように、先行きわからんという関係、それは専門的な皆さんでもなかなかわかりにくいと、説明しにくいという状況の中で、一般の市民にわかれと言ってもこれは無理な話だと思うんです。だから、そういう状況の中での住民投票であって、どちらかと言うたら、やっぱり感情的

な面にウエートを置いてこういう結果が出たということを見失ってはいけないというふうに思うんです。このことを、今後の政策のあり方、あるいは料金改定なら料金改定で負担を求めることについてでも、そこまで考えてしてくれたんかどうかということをも十分踏まえておかないと、手前みそ過ぎるというふうなご指摘を受けることになりかねないと私は思うんです。

それから、新市に対する期待感の希薄という関係です。この希薄という関係については、一般評論家的に言うならばそれはそれでいいかもわかりませんが、合併協議会の審議をする議員の一人として、参加をしていたということである限りにおいては、一半の私は責任はお互いに斑鳩町の中でもあるのではないかとこのように思うんです。そうすると、そういう関係、なぜ希薄なのかという関係について、住民に本当にそうせざるを得ない、とりあえず単独でいった方がもっとやりやすいんだという関係をはっきりと示すべきではなかったのか。そうすれば、もう少し住民としても、この中身の問題については深くかかわった形として考えることが出来たのではないかとこのように私は思うんです。したがって、これからわかりやすい町政のあり方という意味においては、十分このことを念頭に置きながら対応していくことが一つの課題になってくるのではないかと。現在も出来るだけ透明性を図っていく努力はしていますけども、これ以上に、これからの関係について、お互いが置かれている立場、それぞれの苦しみ、あるいは耐えてもらわなければならない関係ということなどについても真剣に意を用いる必要があるのではないかな。安易に、投票率が反対票が上回ったからもうそれでいくんだという関係だけでは、余りにも主体性がなさ過ぎるのではないかと、このように思います。

それと、先ほどお答えになったところで私どもが注目したいのは、単独で例えばいくにいたしましても、ここで言うように、いわゆる広域行政の発展と言いましょかね、いわゆる今ありますところの広域組合的な関係での共通する事業の執行、推進、こういうものについては、ご答弁では、やっぱりそれを活用していくべきだというふうにお考えを持っておいでになるように私は思うんです。だから、その面については、今後どういう面を、現在している以上のものを拡大していくのかどうか。色々考えますと、介護保険などの関係では、そういう面では、確かに言われていることは事実です。ですから、そういうことを想定して、ここで言う、いわゆる各町共通の事務における広域対応等による行政の効率化、合理化というものを積極的に推進していく必要があるんだという

ふうには考えられているという関係については、今後の政策課題として大事な分野であるというふうに思いますから、そういう面についても一体今後どう考えていくのかということが一つの大きな問題ではないかというふうに思います。そういった点についてちょっとお聞かせをいただけませんかでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 特に広域行政の関係等については、このエリア、王寺周辺広域市町村圏、このエリアの中で、一応警察、あるいはまた消防、あるいはまた休日診療所等、あるいはまた試験センター、また三室園等の関係等ございます。私は、こういう点については、この地域、エリアの中で非常にうまく運営がされているように思いますし、今現在の特別養護老人ホームにしても、三郷のあの場所から、また安堵の方にも50床という形を持ってまいりましたし、そういうことも踏まえて、今、休日診療所も夜間診療もさせていただいておりますし、そういう点では、場所も移転をして非常に好評というのか、インフルエンザ等がはやる、はやらない、あるいはそういう緊急を要する場合等については非常に活用度が高い。そして、一番問題になりました西和試験センター等については県に移管をしたいという当初からずっと申し出てたわけですけども、今は試験の関係等について、検査料、項目がふえました中で今活発にやっけていただいている。

そういうことを見ますと、広域圏行政そのものについては、やっぱり今後そういう連携を密にしながら、そしてまたこれからの出来るだけの節約等努めながら、儉約等努めながら進めていくことが非常に大事である。それはやっぱり各町の連携を保ちながら、これから医療関係でも介護保険制度については非常に大変なことを迎えていくわけです。来年度については、一応見直し等の関係等から、財政的にどうなっていくのかと言いますと、大変なことになってこようと思います。そういうことを踏まえながら、7カ町の関係等については三室休日診療所で認定業務をさせていただいていることも事実でございますし、看護の関係についても看護センターもございますから、そういう点については、一応地域としては安心というんですか、ある程度地域医療の関係等については地域との輪番制もございますし、そういうことの兼ね合いから考えますと、非常にそういう点では恵まれておるのではないかなと考えますし、今後ともそういう点については重点的に考えてまいりたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、今後の対応について、議会の冒頭のあいさつの中で町

長は、「議員の皆さんとも十分に相談をしながら、住民の意思を尊重した選択をしたい」という趣旨のごあいさつもありました。それはそうだろうというふうに私は思うんです。

ところが、新聞報道によりますと、当日の本会議終了後、報道陣の取材に応じて、西和7町の法定合併協議会を離脱をして、単独自立の町政を進める考えを明らかにしたと。大筋についてそうかもしれないというふうに私は思うんです。理解をしているんです。そして、正式には、16日に予定されている合併調査研究会で正式に表明することになっているという関係にも新聞は報じています。この辺について、わかるんですが、中身の問題についてですが、各紙が報じています内容というのは、すべてが町長の発言、意図しているものを的確に報道していたというふうに認識していいのかどうかということについて、私は確認をしておきたいというふうに思うんです。

特に、町長が、斑鳩町が単独自立の町政を進める考えであると強調をしておいでになりますけれども、少なくとも単独でという場合に、私は歴史と文化が極めて大事という明日香村の取り組みなどについて注目をいたしておりますが、常に明日香村などの歴史的な重要性の関係と斑鳩と対比して、それと同等の立場で色々歴史、文化のある地域の名前、あるいは行政の取り組みの姿勢というものを説明されておりますが、そういう関係を意識しておいでになるのかなというふうにも私は思うんです。そうしますと、かなりの財政の関係につきましても、抜本的な見直しといいたいまいしょうか、徹底的な財政再建方策というものを考えなければならんという形になるんだろうというふうに私は思うんです。また、それぐらいの腹構えをしないといけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、結局、将来の枠組みについて一体どうするのかということについて、ここが聞きたいんですけれども、10年、20年先について必ずよかったというふうに評価をしてもらえるとというふうに自信を持って強調されているんです。この新聞報道によりますと、言ってる関係については、基金を取り崩していくとか、あるいは特別職、職員の賃金カットなどの歳出抑制を図っていくんだというふうに言っています。基金の取り崩しなどという関係がここで出てきているわけですね。そうすると、今、35億円何がしかの基金を持っているから、それを取り崩してずっといくことによってでも、10年とか20年というのはまずいけるということを行っているんだと思うんです。ところが、シミュレーションの関係については、それ以降の関係については、皆食いつぶしてしまっただけになりますよということを一方向では言っているわけなんです。

そうしますと、ここのところについては、財政シミュレーション、説明会で言ったことと、今、町長が新聞社などに言っている、いわゆる斑鳩町は単独でいっても十分いけるんですという関係を強調しているという関係について、一体どう理解しておいたらいいいのかという関係などがあるというふうに思うんです。

私は、こうした議会での一般質問でお聞きをしていくよりも、むしろ新聞を見た方が、本当の真意というものは、町長の真意がわかるのかなという感じさえするんです。であるとするならば、そのことについて十分ここで、新聞報道というものは町長の真意を伝えているかどうかということをお尋ねしておきたいし、どうこう言いながらも結果的には、いわゆる16日に予定をされている合併協議会で皆と相談するんや。相談する以前にも既にそういう関係というものは特に出てしまっているということにしますと、むしろ余り多くこれ以上に質問する必要もないのかな、むしろそのことで理解すれば町長の立場というものは十分にわかるということが言えると思うんですけど、そういうふうに理解しておくことが誤りが無いのかどうか。決してそうばかりではなかったんやということになるのかどうかということが私は聞いておきたいと思うんです。そのことによって今後の町政のあり方についての判断なり、あるいは共通する分野、あるいはこの面について少し町長どうでしょうかという関係についての意見を具申することも可能であるというふうに思いますし、そういう面について知りたいがために、ここで各紙が報道している内容というものは、このままに受け止めておいて私いいんだろうかというふうに実はお尋ねをしたいわけなんです。

特に、財政の縮減とか何とかという関係と、一つの決意なり方向を示しておいでになるんですけども、冒頭の町長の提案趣旨説明などの関係と補正予算の関係のところでも、人件費の削減訂正という関係かなりあります。それらについては、人事院勧告によるころの給与改定がなかった。だから、それに準拠して斑鳩は今度しませんでした。だから、異動その他の関係の金額調整だけをしますという関係の説明をしているんですね。そういうこと等々をあわせて見ると、極めてこの考え方というのは、その場その場の都合のいい主張をし、その場その場の言いわけをしているような感じが受けられて仕方がない。そういう面についてどのようにお考えになっているのかということ、基本的な考え方だけをお聞きをしたいと思いますし、これから単独でいこうとする場合の何が課題なのかということについては、次の質問に移って私は具体的にお聞きをしていくことにしたいと思いますから、その面については結構ですけれども、今申しあげました点に

ついで見解を伺っておきたい、こういうふうに思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほどの答弁でも述べさせていただきましたとおり、投票者の約8割弱の方が7町合併に反対という意思表示をされました。また、住民説明会等を通じて住民の皆さんから色々なご意見をいただいたところでございます。

各紙が報じている内容については、これらご意見等を踏まえまして、私が考えます斑鳩町の行政運営のあり方について、取材の中で語りました内容を各紙が報じたものであります。

私は、7町という枠組みでの合併は行わずに、斑鳩町は単独でも存続していけるように、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直しを行って歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、弾力的で安定した行財政基盤を確立することが重要であると考えております。

特に財政の健全化に向けては、全庁一丸となって、第3次斑鳩町行政改革大綱を着実に実行して、その取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、これら改革の実行に当たっては、行政サービスと負担のあり方など、住民皆さんの理解と協力が必要となってまいりますことから、人件費の削減や組織、機構の簡素合理化など、自ら厳しい内部努力も同時に行ってまいり所存であります。

私は、そのようなこれまで以上の努力の積み重ねによって、斑鳩町は単独町制を十分維持していけると考えております。また、他の枠組みでの合併につきましても、斑鳩町から他町に合併を求めていく必要はないと感じておりますし、具体的には、市町村合併特別委員会もございますので、そこで議員皆様方にご相談を申し上げたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 具体的に色んな面は、また合併特別委員会などでも見解をお聞きし、あるいは意見を述べる場もありますので、この程度に置いておきたいと思いますが、特にこれから斑鳩町の財政基盤の確立をどう進めていくか。一つの選択の方向を明確にしているとすれば、その上に立って配慮していかなければならないというふうに思うんですが、私は斑鳩町における経常経費の削減については、先ほど言われていますように、一番目立った状況といいますか、手をつけやすい状況というのは、人件費の関係かもわからないというふうに思うんです。しかし、それのみで本当に財政基盤の確立

が出来るかどうかという非常に問題がある、こういうふうに私は思います。

特に、斑鳩町で今重点的に検討していかなければならない問題は一体何なのか。と言いますと、しばしば新聞でも報じられておりますように、いわゆる斑鳩町などが持つ土地開発公社の長期保有地の解消をどう進めるかということにあるように思うんです。町長は、議案の提出説明の中でも、一層積極的な処分に努める考えであるという意向を示されておりますけれども、それでは現状、現在公社が保有している土地の現状というのは一体どうなっているのかということについて改めて説明を求めておきたい、このように思います。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 土地開発公社の長期保有地の現状というお尋ねでございます。平成16年の3月末現在の数字でお答えをさせていただきたいと思っております。

取得から5年以上を保有しております土地につきましては、件数で申し上げますと13件、面積にいたしますと1万2,013.84平方メートル、簿価にいたしますと17億5,212万2,766円になります。また、保有年数の関係でございますけれども、一番古いものでは、東小学校前の代替用地の昭和56年4月に取得しておるものがございます。また、これを期間別で申し上げますと、5年以上10年未満についてはございませんが、10年以上20年未満につきましては10件、20年以上につきましては3件でございます。また、単価等につきましても、最高のものにつきましては、法隆寺駅周辺整備事業用地、これが1平方メートル当たり50万6,732円、最低では歩道用地の1万9,665円というところでございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 保有している総体的な関係についての説明がありましたけれども、そのうちで、いわゆる処分見込みのある土地についてどういうふうに認識されているのか、具体的に年次別に計画がどうなっているのかということについて説明をしていただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 今現在、保有地の中で処分のめどが立っておる見込みのある土地につきましては、まず中宮寺都市公園事業用地、これを平成17年度に処分したいと思っております。また、法隆寺駅周辺整備用地につきましても、平成18年度に処分をしまいたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、現在公社が保有をしている処分見込みのまだ立っていない土地というのは、どのくらいあるんですか。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 現在、公社が保有してます保有地の中が処分見込みの立っていない土地ということでございます。

これを取得目的別に分類をさせていただいて申し上げますと、まず歩道用地でございますが、これは89.24平方メートル、簿価にいたしますと175万4,936円でございます。また、都市計画道路の事業用地でございますが、これは2件ございまして、合計で506.44平方メートル、簿価にいたしますと1億704万3,770円でございます。それから、これは最も多うございすけれども、都市計画道路代替用地につきましては、単なる代替用地も含んでおるわけでございますけれども、6件ございまして、面積は3,328.77平方メートル、簿価にいたしますと6億9,193万8,102円となっております。また、道路新設改良事業用地につきましては2件ございまして、合計で1,805.52平方メートル、簿価にいたしますと1億7,079万629円でございます。

以上、合計いたしますと、11件、面積は5,729.97平方メートル、簿価にいたしますと9億7,152万7,437円でございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 公社が保有している土地の面積、現在の簿価、そして処分見込みのあるもの、それから処分の見込みがまだ立っていないものをお聞きをしました。特に私は、公社関係の保有地の面で見ますと、どういう実態にあるかということについて比較的理解が十分に出来ていない向きがあるのではないのかということについて思うんです。

それで、いわゆるこの塩漬け問題をなぜ色々こんな観点で指摘をされたり、あるいは我々も重視しなければならんということをおし上げるのかということについての一つのいい例として申し上げることが出来るのは、龍田西8丁目の代替地の処分の関係が一つの例として挙げればわかりやすいんかと思うんです。ご承知のように、代替地処分として今回処分をいたしました。そして、簿価とのいわゆる差を一般会計から穴埋めをしました。これは約5,000万以上になっているわけですね。同じような計算の方法だと、残地とされている部分について計算をしてみても一体幾らになるのかということにな

りますと、その部分を見ましても、いわゆる1億6,386万8,108円、両方合わせれば2億円を超えるわけです。そして、さきの議会でも承認をいたしておりますいわゆる町道の関係ですね。この部分を代替処分と同じような価格で計算をしてみると幾らになるのかということになりますと、これまた6,820万8,269円ということになりまして、合計すれば2億8,226万7,743円ということに現時点でも計算が出来る。1点の関係で一つの地域の関係を取り上げてみても、このぐらいいわゆる負担が、いわゆる土地開発公社の塩漬けによって住民負担というものがかかっているという関係について重視をしなければならんというふうに私は思うんです。

それで、この中で処分の見込みのない関係なども見てみましても、例えば処分をしてきた関係もありますけれども、処分をしてきた関係についても、いわゆるつまみ食いの的な処分の仕方をしている向きがあるわけですね。ここの関係で見ましても、例えばいわゆる代替地の関係で処分をし道路を新設した。ところが、その法線の関係が具合悪いということで切り捨てているところの問題が今なお依然として公社の所有地として残っている。ここらの関係が、どうしても町が買い取って花壇にするか、あるいはごみの集積にするか、そういった何か利用を考える以外に方法がないと思う。売却出来る状態のものでもないはずなんです。それは龍田西3丁目の土地なんかそういうふうに言えると思うんです。それと、後の関係の7~8件の関係まで全く処分方法がないという。

なぜこういう土地を取得することになったのかということの原因をやっぱり究明しなければならんというふうに私は思う。一体それはどういうふうになぜこうなったのか。最近では、取得、処分の関係十分見通しを明らかにしながら対応していますからそういうことないんですけど、5年以上も経過している関係の面についても、少なくとも今申し上げている関係については10年以上からになってくる状態という関係について一体どうしていくのか。

そして、総合計画では、代替地に充当とか、あるいは道路新設計画に充当とかいうふうに言っているんですけども、結局それが充当出来ないままに、計画が実現しないままに今日まで残されてきている。しかも、今後もさらに残されていくという関係になるわけですね。計画で明確になっているのは、中宮寺池跡の保有地の関係と、JR法隆寺駅におけるところの広場の一部の関係については処分の計画が出来ています。なされています。これは18年までに大体終わる。

だから、それらを考えてみましても、現在の16年の3月31日末の関係で、いわゆ

る公社が保有している関係というのは、17億5,200万以上からになっているわけですね。ところが、これらを処置を、例えば18年度に2カ所の関係などをしたとしても、あと10億を切るか切らないかというところの額にもなる。しかし、これは一日でも早く土地を処分しなければ、健全な財政ということに私はなっていないと思う。そして、一般財源からの補てんということにしていかなざるを得ない。

ところが、一般会計の中でいかに縮減を、努力をして云々と言うても、5,000万円ほどの縮減をしようと思うたら随分の努力が必要だと思う。しかし、それが安易に損失補てんということで補てんをしていく。そしてそれは余り問題にならないということで、よっしゃというわけにいかんというふうに思うんです。としますと、これからのいわゆる公社が保有している塩漬けになっている関係について一体どうしていくのかということが私は課題になると思う。ある意味では検討して、今も主張が変わってそれを花壇にするとか何とかいうことで道路沿線の整備ということを考えて処置をする方法もありましょうし、あるいは町が買い取らなければならない問題もありましょうし、例えば国道25号線関係についての残地の分につきましても、これはいつまでたっても売れる状況というのはないわけですから、公社に保有させるわけにはいけない、こういうことになると思うんです。

一方、公社がこういう雪だるま式になってきたという関係についてなぜなのかということを考えて色々見てまいりますと、やはり1つには、代表的な関係としては、JR法隆寺駅前のいわゆる旧貨物取扱場などの用地取得を鉄道公団からいたしました。その関係をずっと見てまいりましても、随分処置はしてきているんですけども、あと若干残っていますけれども、それも開発公社の関係について重点を置くのかどうかということの見方があると思うんですけども、開発公社の所有地のままに町が駐輪場などを経営してきた。そしてその関係について町が一般会計の繰り入れという関係で処置をしてきたという金の金額を計算してみると、5年から13年までの間に、大体この収入という関係、かなりある。こういう関係が、例えば公社会計に入れて、そして利子の補てんであるとか、管理費の関係であるとかということを十分補充してきたとすれば、こんだけふえなかったと思う。ところが、いいところの関係だけは一般会計収入として取り込んでしまっただけで営業してきたという関係が経緯としてはあると思うんです。こういう関係についても、やっぱり反省をしながら今後どう処理をしていくかということ、早急に具体的な計画を立てて処理方針を決めるべきであるというふうに私は思うんです。そうしま

せんと、いかに代替地、代替地といいましても、あるいは道路用地の敷地に充てるんだとしましても、道路計画そのものが全然見通しがついていないという関係で、依然としてそのままの塩漬けになる可能性が強い。そして、結果的に色々努力して減らしてくるようになったとしても、また元の木阿彌に戻ってしまって、処理の関係が非常に高額になってしまうというような関係になっているというふうに私は思うんです。そういう関係を処置をしないと、いかに内で財政削減と言いながらも、こういうところで大きな抜け穴。いわゆるこの関係について、広域7町の合併問題についてでも指摘されたのは、いわゆる公社保有地の保有の関係の今大きな負債状況になっているのは、平群町であつてみたり上牧町であつてみたり河合町であつてみたり、その次に斑鳩町なんです。こういう実態をほうかむりをしながら事を進めるということは、私は断じて出来ないと思うんです。

したがって、より一層真剣にこの公社保有地の処分計画というものを、具体的に実行可能な処分計画を立てながら解消を図ると。そして、ここで言いますいわゆる18年度の2カ所だけの保有地、中宮寺池と、あるいはJR法隆寺駅の関係についての処分をするだけではなしに、当然に先ほど言いましたような残地として残っている不十分な面、どうにもならない関係については早急に処置をすべきだと。それと同時に、どうしても残って手づかずですつときている、買収したときのままになっているという関係についてどう処置をしていくのか。場合によっては競売にするとか、あるいはどうとかいうことも色んな方策があつて、色んな法律的なこともあるんでしょう。あるいは、私が理解をする限りにおいては、これらの土地の関係については、いわゆる公拡法を適用を受けて処置をした関係というのではないと思う。龍田西3丁目の関係の全体はそうでしたけども、ほかはそうでなかったと思う。ということからいきますと、具体的に処分計画を立て、関係委員会とも相談をしながら処置をするということにこそ全力を傾注すべきではないのかというふうに私は思います。また、このやり方によって、そんなことは法的におかしいやないかへちまやという意見が出て難しい状態になるかわかりませんが、私はそのことに躊躇することによって結局は町民負担というものは全然軽減されていかないというふうに思うんです。例えば龍田西8丁目の関係など、小さい会社やたらつぶれてしまいますね。恐らく倒産してしまう。そして、今日まで色々、銀行がどうだったとかこうだったとか言うけど、行政自身も実際そうなんです。自治体であるからこそそういうことにしていますけども、そういうことを真剣に考えていくと、この面につ

いて十分対応しなければならぬ課題ではないのかなということ、あえてこの一般質問で私は取り上げさせていただいた。

今日まで、塩漬けの問題について、解消しなさい、解消を図る努力をしなさいと何回言ってきたかわからないし、監査の関係についてもその指摘をされてきている。その状況を踏まえて努力をしますと言いながら、努力をするというただ口約束だけに終わってしまう。ということで、冒頭で言いましたようなことを再度言わなければならぬという状態になってくる。今回もそういうことになってはならないということから、特にくどいようでありますけれども、強く私は主張したいというふうに思うんです。この点について考え方を聞きたいと思うんです。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、松田議員のご指摘のように、当初はこれの関係等については、債務負担行為50億を超えるという段階から新たにこのバイパスの代替用地は買わない、そういう方向づけを出させていただきましたし、松田議員からご指摘のように、監査から色々ご指摘を受けた中で、やはり出来るだけ代替地等について、色々の関係等について減らしてきて、結局は国がバイパス用地等を買って上げていただいて、25億ぐらいまで持ってきたわけでございますし、今現在おっしゃっていただくように、我々としてはこの関係等については、来年度からそういう競売等の関係等についても議会等にご相談申し上げて、今、龍田西8丁目、あるいはまた法隆寺東の関係等について、そういうものについては処分をしていこうという努力をしていかなかったら、やっぱり当然残ってまいりますし、今現在、中宮寺池跡の関係等についても、今、国の方に、文化庁に、とにかく遺跡の関係で買って上げていただく努力を今現在、私も東京へ行きながら何回か話もさせていただいてますし、そういうことを踏まえながら、今、松田議員がおっしゃっていただくような、我々としても出来るだけ早くこの開発公社のものを処分をしていきたい、そういう気持ちでありますことは事実でございますし、こういうことについて今まで大変皆さんにご心配をかけ、色々ありますけれども、こういう経過というのは、私やっぱりJR法隆寺駅のあの官舎の問題についても、やっぱり皆さん方、この際に買うておけという議会のご指摘も、またご相談もございました。やっぱりあの官舎等を買って上げた中で、一部向こうの方には、今、ご指摘のように駐輪場等をさせていただいて、その利益が果実があるわけですけど、そこら等色々考えなきゃいけない、そういうこともございますし、ただ一番問題はバブルの一番高い時に買ったということもござ

いますし、こういう形になって、今現在バブルがはじけて10何年という中で地価が下がってまいりました。そういうことも踏まえる中で、今後やっぱり十二分に、一日も早くそういう処置をしていくことが大事であろうと。今、ご指摘のように、そういう問題については、開発公社の役員等とも相談申し上げて、出来るだけそういうことを減らしていく方向に計画を持ってやっていくということで進ませていただきたいと思います。また、これからも議会ともご相談申し上げて進めてまいりたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 時間がありませんので、それらの点については、今後の課題として、色々と議論をする場で議論を進めていきたいと思いますが、最後に総合福祉会館の建設見通しについて、町長が提案説明の中でもう少し時間をかしてくれと、こういうふうに言われてます。一体総合福祉会館は建設計画をしてから何年になるねやということをお願いし、その見通しは一体どうなんねやということをはっきりしてほしいということ。

それが早期に解決をする見通しが立たないとすると、現状の総合福祉会館のあり方について、本当にこれでいいのかどうか、一つの改善なり、あるいは改修なりをする方法がというんですか、そういうことの必要性は感じないかということなどについて質問したいというふうに思うんです。聞くところによりますと、やっぱり雨漏り対策なんか早うしてほしいというふうな意見なども聞きますが、それらについて、時間がありませんので、一括してこれらについての考え方を一遍お聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） （仮称）総合福祉会館の建設用地の確保の見通しにつきまして、担当常任委員会におきましてご報告をさせていただいておりますとおり、現在、建設地を含めましてその地権者の方々に対してご協力をお願いをしている状況でございますが、しかしその詳細につきましてはご報告をしておらないというような状況の中で、その見通しがわからず、議員皆様方には大変ご心配をおかけしているところでございます。

この総合福祉会館につきましては、建設の取得につきましては、いつという限定して断定した期日は申し上げられないところでございますけれども、平成16年度中に地権者との合意を得るべく積極的な対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

。

次に、(仮称)総合福祉会館の建設の見通しの関係で、現在福祉会館として利用している建物の関係の状況についてというご質問でございます。この関係につきましては、現在社会福祉協議会におきましてご利用をいただいている、福祉の関係で事業展開を図っていただいているところでございますけれども、これらの施設の関係につきまして、色々利用の状況から見て不便な面もあるというように認識をいたしておりまして、これらにつきまして、社会福祉協議会と相談をする中で改善を図ってまいりたい、このように思っております。

また、色々な相談等も住民の方からある中で、今現在電話等につきましては役場の代表から社会福祉協議会へ接続していくというような形になっておりますけれども、そういうことで、住民からの相談等で、プライバシーの問題もありますことから、そういうことで専用電話等も考えられるのではないかなというように思っているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(浅井正八君) 2番、松田議員。

○2番(松田 正君) 終わります。

○議長(浅井正八君) 以上で、2番、松田議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(浅井正八君) 再開いたします。

次に、4番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。4番、西谷議員。

○4番(西谷剛周君) それでは、通告に従いまして、1の住民投票の結果を踏まえた町の対応について一般質問をいたします。ただし、朝からの同僚議員からの質問と重複する分がありますので、多少はしょって質問したいと思うんですが、これまでの住民投票の結果については、町長自身は、投票者の8割が反対であり、住民が客観的に判断された結果を重く受け止め尊重したいと、住民説明会の住民の意見を聞いても、町民の皆さんは単独の意向であり、他町との組み合わせも今後は考えないというような発言をされておりました。そして、単独でいく場合についての今後の対応については、歳入が減ることが見込まれる中で、第3次行政改革大綱、あるいは人件費の削減、組織の見直し、受益者負担等を検討していきたいというふうに、これまでの同僚議員の質問に答えられ

ました。

そこで、私はそれらを踏まえてもう少し突っ込んで、町長が答弁されている人件費の削減、あるいは組織の見直し、受益者負担というものについて、具体的にどのような内容を今後考えていかれようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員から、財政とか色んな関係については、第3次行財政改革等に基づいて、そういう関係から色々と考えてまいりたい。

今、申されてますように、町長あるいは管理職の関係、あるいは職員の関係、これは当然こういう関係ですから、出来るだけやっぱり話し合いながら、我々としたら給料、歳費を下げていく、あるいは職員は給料をやっぱり何割かをカットしていくということも考えていかなければならないと思います。その中で、やっぱりお互いに、組合もごさいますから、組合ともご相談申し上げてそういうことも当然やらざるを得ませんし、また我々としては出来るだけ住民のサービス等については、やっぱり福祉の後退はあってはいけない、そういう努力をしてまいりたい。

私はいつも申し上げてますのは、入があつての出であると。入そのものを考えていかなかったら、出は何ぼでも組めると。といいますと、当然担当課から上がってくるのは、とにかく皆要求されたものが上がってきますから、それをどこで切っていくかということを考えなかったら、出なんて100億ぐらい大体出てまいりますから、その100億を、入が60億ぐらいしかなかったら、結局80何億の予算を組むとしたら20何億は借金ということですから、そこらのことを十二分に理解をしていただかなかつたらなかなか出来ない。国からそういうものがカットされるよってにどうかというよりも、なお一層厳しいもんですから、そういうことの認識の上に立ってやっぱり予算を組んでいくことが一番大事じゃないのかな。

そういうことを考えながら、我々としてはこれから十分職員ともご相談を申し上げて、色々と第3次行財政改革のものを十二分に踏まえて頑張つてまいりたいと思つてます。

。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、町長の答弁の中で、私が聞いた中で、人件費の削減については、町長、管理職、職員等の給与等の見直しみたいなものをされたんですが、それ以外の、例えば組織の見直しとか受益者負担の分についてはまだお答えいただいてないと思

いますんで、その辺をもう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 組織等については、色々これから人員の関係等についてもやっぱり出来るだけ精査をしていかなければなりませんし、そういうことを踏まえながらより効率的に考えていくことが大事であろうと。そうやってまいりますと、今、斑鳩町の場合では、学校給食とか、あるいはまた現場の関係の現業職員の関係等について、いつまで直営化を図っていくのかということ等ございます。その関係から、私は部分的にそういうものについてはやっぱり任すことが、民間にも委託をしていくことも大事であろうし、そこらでコスト的なことも考えていかなきゃいけませんし、組織的には、今現在縦割りの行政ですから、その辺のことを、職員すべてが私はオールマイティーであってほしいと思いますし、担当課だけで与えられた仕事だけをこなすというんじゃなしに、ある程度これからは住民から問われたらすぐ答えられる、やっぱりすぐ出来る、そういうような体制づくりがこれから大事であろう。危機管理等を問われている中では、担当課がするんだということじゃなしに、職員全部がそういうものに認識を高めていかなかったらいけない、そういう体制づくりにこれからはなっていくんではないか。私は、そういうことがますますこれから公務員に、あるいは行政サービスに期待を込められてきていると。電話をかければすぐ返事がもらえる、あるいはまたそういう現場へすぐ行っていただける、そういうような対応をしていかなかったら、ただ電話で終わってしまったら、もう後は知りませんということにはならない。やっぱり即また返事をし、また電話を聞いたらある程度、その関係等については、その日か、あるいは1日たって返事をしていくということが一番大事ではないかなと。そういう対応をやっぱり、今、職員に、これから課せられた大きな問題である。自覚と責任を持ってやらなかったらそう簡単には出来ませんが、私はこれからやっぱり公務員に対する目というのは非常に厳しくなってくるんじゃないかな。そういう点をやっぱりこれからいかに、我々、あるいはまた職員共々力を合わせながら頑張っていけるかということで考えてまいりたいと思います。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、次に移りたいと思うんですが、今回合併の住民説明会に参加された皆さんから、町が単独でいく場合の財政シミュレーションの内容がわかりにくかった、そのシミュレーションの前提条件等もっとわかりやすく説明をしてほしか

った、また、あの財政シミュレーションには、福祉会館や法隆寺駅周辺整備の事業費も入っているのか、それ以外にどんな事業費が含まれているのか等住民の皆さんの声を聞きます。私は、住民説明会、あるいは住民投票を通じて、斑鳩町の町民の皆さんが、斑鳩町の財政、あるいは他町の財政状況を知るいい機会になりましたし、自分たちの住んでいるまちに関心を持っていただいて、わざわざ投票まで行っていただいたことについては、非常に私は意義があったと思いますし、そういう機会を大切にしたいと思うんですが、今、住民の皆さんがせっかく斑鳩町のまちづくりについて、自分の住んでいるまちについて関心を持っておられる時期に出されたこの財政シミュレーションなんです、この件について、私が今言いました質問についてまずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 財政シミュレーション、基本的な考え方についてであります、平成16年6月15日に開かれました市町村合併調査研究特別委員会でご説明申し上げておりますとおり、財政シミュレーションの前提条件につきましては、2つの前提条件をもとに作成いたしました。

1つ目としては、過去の実績をもとに、将来にわたって現在の経済情勢が大きく変わらないこと。そして、2つ目として、地方財政制度についても大きな変化をしないものとして収支の予測をしております。

次に、主要事業の町単独財政シミュレーションへの反映につきましては、本シミュレーションの作成に当たっては、第3次斑鳩町総合計画をもとに作成したものであり、JR法隆寺駅周辺整備事業、総合福祉会館建設事業などの主要事業を投資的経費として盛り込むと共に、公共下水道整備についても公共下水道事業特別会計への繰出金として、一般会計が負担する経費を盛り込んでおります。

また、歳入面の見直しにつきましては、まず地方税であります、制度改正は見込まず、伸び率をゼロとして算定し、人口推移などの特殊要因を考慮しております。

地方交付税のうち普通交付税については、平成15年度を基準年次とし算定されております。交付税制度の見直しについては、将来的な交付税の削減割合など、その具体的な内容が示されておらず、想定が困難なことだったことから、平成15年度の交付税額を基本として、平成16年度は地方財政計画に示された対前年度比マイナス6.5%を基本に算定し、平成17年度移行は、各年度で対前年度よりマイナス1%としております。これにより、交付税額は平成36年度までの20年間におよそ25%程度の減額と

しております。

次に、町単独で行っていく場合は、人件費の削減など、どのような対応を図っていくのかについてでありますけれども、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、今特に財政の関係については、歳入と歳出のバランスのとれた財政構造を堅持していくことが一番大事であろうと考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、財政シミュレーションについては、伸び率ゼロ、あるいはそれ以降、地方交付税についてはマイナス6.5、それ以降はマイナス1%という形で数字として出されているわけで、決してそんなに甘い数字ではないような気がいたしました。

そこで、私は、斑鳩町の悪化した町財政を立て直すには、これまでのようなやり方ではなくて、思い切った改革が必要だと思います。そのためにも、行政に町民の方々も深くかかわっていただくことが不可欠ではと考えます。町民皆さんが斑鳩町の財政難を立て直す意気込みのビラが町内に配布されたことは、喜ばしいことでもあります。このような現状をむだにすることなく、町民皆さんで構成する第三者機関を設け、町民の視点で行財政改革を提言していただく。例えば、町民の皆さんの中にも、色々な分野における専門家がおられると思います。このような方々の知識や知恵を出していただき、住民と行政、議会が一体となり、暮らしやすいまちづくりをすべきだと考えますが、このような第三者機関の設置について町長の見解を聞きたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員がご指摘のように、私もこの関係等については、住民の意思を問う関係から結果が出てまいりましたから、単独でということも今色々ご質問者の中から言われてますように、そういう関係等については、財政関係等についての広く一般からの関係等ございますけれども、とりあえず斑鳩町には行財政改革推進委員会というものがございます。それを進めていくのもあれですけども、今おっしゃったように、出来るだけこういう住民が理解を出来るような、広く町民の方々からそういう公募でもして、17年度である程度それを固めていただいて、どうしていくかということも住民の意見を十分取り入れて、私はこうしたらいいんじゃないかというような最終的な取りまとめをしていただいた上で判断をしていきたい。出来るだけそういうことは、住民の方々が、わしもひとつ一人参加して十二分に意見を申し上げようという方もた

くさんおられるようでございますから、そういう関係で、来年度はそういう財政の基盤の関係等について、住民から広くするこの行財政改革特別委員会とまたそういうものをリンクしたものか、あるいはまた別のものをするのか、17年度中に取りまとめをしていただきたいというような感じを持っております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 町長の積極的な取り組みについて評価をしたいと思えます。

私は、14年間町会議員として町行政の監視役をしてきましたが、不当な補助金や不公平な町行政のあり方、あるいは町民皆さんが納得出来ない議会の承認など色々見えました。今後、町財政を立て直すために、町行政の責任者である町長を監視する議会が、町民のために、それぞれの立場を自覚し、町民皆さんから信頼されるまちづくりを目指さなければならないと思えます。

それでは、次に2つ目の質問に移りたいと思えます。

7町合併の是非が問われる中、多くの町民から、他町のごみ分別収集と資源ごみのリサイクルはどうなっているのかと聞かれました。そこで、王寺町、三郷町、平群町、安堵町、河合町、上牧町7町のごみ減量化に伴うごみ分別収集と、資源ごみのリサイクルの実態についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、7町のごみ収集とリサイクルの実態ということでの質問でございます。

議員もご承知をいただいておりますように、7町の合併協議に当たりましては、合併協議会の生活環境部会及び分科会等で、事務事業の現況について協議をしております。その内容と、今回一般質問をお受けいたしました際に、各町の状況を確認いたしております。その内容をもとにいたしましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、7町のごみ分別の種類でございますが、平群町では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、その他プラスチック類、瓶類、缶類、ペットボトル、食品トレイの9種類の収集をされております。そのうち、不燃ごみと粗大ごみ、そして瓶類と缶類といったそれぞれ混合収集をされておりますので、平群町では9種類7分別の収集となっております。

次に、三郷町では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類、缶類、ペットボトル、食品トレイの7種類7分別の収集となっております。

安堵町では、可燃ごみ、粗大ごみ、瓶類、缶類の4種類4分別でございます。

上牧町では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、布団類、瓶類、缶類、ペットボトルの7種類7分別となっております。

次に、王寺町では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、瓶類、缶類、ペットボトル、紙パック、新聞類、段ボールの10種類の収集でございますが、そのうち瓶類と缶類を混合収集をされているところでございます。このことから、10種類9分別となっております。

次に、河合町では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類、缶類、ペットボトルの6種類の収集でございます。このうち、瓶類と缶類を混合収集されておりますので、6種類5分別で収集をされております。

当町の関係につきましては、議員もご承知でございますけれども、申し上げますと、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ビニールごみ、有害ごみ、瓶類、缶類、ペットボトル、食品トレイの9種類の収集をいたしております。そのうち、瓶類と缶類を混合収集をしておりますので、9種類8分別の収集となっているところでございます。

次に、リサイクルの関係でございますけれども、各々の町でリサイクルをされております品目は、まず平群町では、その他プラスチック類、瓶類、缶類、ペットボトル、食品トレイの6品目でございます。

次に、三郷町につきましては、瓶類、缶類、ペットボトル、食品トレイの4品目。

安堵町では、瓶類、缶類の2品目。

上牧町では、瓶類、缶類、ペットボトルの3品目。

王寺町では、瓶類、缶類、ペットボトル、紙パック、新聞類、段ボールの6品目。

河合町では、瓶類、缶類、ペットボトルの3品目となっております。

ちなみに、当町におきましては、これも議員もご承知のように、瓶類、缶類、ペットボトル、食品トレイの4品目についてそれぞれリサイクル処理をしている状況でございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、7町の色々な町のごみ分別の状況、あるいはリサイクルの状況をお聞かせいただいたんですが、7町ともそれぞれ、やはり斑鳩町と同じようにごみ分別収集をすることによってごみの減量化を目指しておられるわけですが、この7町の中で、分別されている中で、年々そういう形でごみの減量化が達成、斑鳩と同じような

形で年々ごみの減量化の成果が上がっているのかどうかについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まことに申しわけありません。その量的な関係につきまして数値的に把握をしておらないということで、後刻調査をいたしましてお答えをさせていただきますと思いますので、お願いいたします。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） データがわからないということなんで、ぜひ7町のごみの減量化の成果についても調査して、後日報告をお願いしたいと思います。

それと、この中で特徴的な部分がありますんでちょっとお尋ねしたいんですが、例えばビニールごみに、斑鳩町の場合、ビニールごみに食品トレイが混入されているというようなことを聞くわけです。そういう中では、行政が「分ければ資源、まぜればごみ」と打ち出している以上、食品トレイも責任を持ってリサイクルするために、その受け皿となるような対処の仕方を早急に考えていただきまして、瓶、缶同様町民皆さんが分別収集しやすい方法を打ち出すべきだと思うんですね。

今回の中で見てみますと、例えば7町聞いた中で印象に残っているのは、やっぱり王寺町が紙パックや新聞、雑誌、あるいは段ボールを束ねて排出出来ると、月1回、ということが出ております。私は斑鳩町内を歩く中で、住民の方が言われるのは、やはり同じように新聞、雑誌、行政側は地域の子ども会とか老人クラブでやってもろうているということをおっしゃいますが、実際にやってない町、あるいはたまたまその時にいてなかった場合にずうっとたまってしまうということの中では、ぜひとも、わざわざ段ボールみたいに細かく切って可燃物ごみに袋に入れて出すんやのうて、そのまま束ねて排出出来るように、あるいはそういうものを収集していただけるように出来ないかということは何度もお聞きいたします。

私は、こういう中では、やっぱり実際にそれをやっているまちが、王寺町が隣にあるわけですから、このような部分で、紙パック、新聞、雑誌、段ボールについては、町で私は回収が出来るのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてちょっと再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、トレイの関係でございすけれども、今まで、平

成15年度、昨年度までは、公民館3カ所、それから役場の庁舎、それからいかるがホール、それと3幼稚園と、ふれあい交流センターにもそういう形で設置をして、トレイの回収を拠点回収という形で実施をしておりましたけれども、16年度からは拠点回収の箇所数もふやさせていただき、住民の方々にもそういう形でそこへ持ち込んでいただけるような利便性も図ったところでございます。

もう1点の王寺町の関係で、古紙類の関係が町の方で収集をしているということで、斑鳩町では取り組みのことが出来ないかというご質問でございますけれども、確かに議員も言われてますように、王寺町におきましては、古紙類の回収については月1回ステーションに排出をされまして収集をされているということを知っております。古紙類につきましては、有価として売却をされているところですが、雨などに濡れた古紙類につきましては有価になりません。このことから、王寺町では、雨などで天候が不順な時には次回の排出日ということで呼びかけもされているというふうに聞いておりますけれども、余りこの呼びかけも効果がなくて、雨の日に排出をされて、収集をして、そして廃棄物として処理をするものもあるというふうにも聞いております。

また、当町におきましては、古紙類を収集するとなれば、このあたりがネックになってくるのではないかなというふうにも思っております。雨を避けるために袋を排出にした場合、売却する場合にはこの袋を破らなければならないというような事態も生じますし、段ボールなど袋排出になじまないものの取り扱いについても問題点もあろうかと、このように思っております。

このようなことから、当町におきましては、地域の集団回収で回収をしてもらうということが問題点の解決につながるのではないかとということで、今後につきましてもこういうことで資源物の集団回収をお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 部長の答弁を聞いておりますと、非常に、言葉としては非常に丁寧におっしゃっているんですが、結局は今の現状を変えないというところやと思うんですね。

ただ、私は、分ければ資源という中で町が打ち出して、まぜればごみやと。そういう中では、私は視点というのは、行政が今やっている中の方法が一番で、変えることによってこういう色んな問題点があるということをおっしゃるんですが、そやのうて、住民

がこういうふうにしてほしいということの声をどないしたら実現出来んねやろというや
っぱり発想で、私は特にごみ分別については考えてほしいなと思うんですね。例えば、
今、雨が降ったら古紙の回収が出来ないということをおっしゃいました。でも、実際に
そしたら、今、ごみステーションみたいなものが斑鳩町内で、最初は色々反対もありま
したけども、住民の方々も大分そういうことを理解を示されてきました。そしたら、屋
根つきの雨が入らないようなそういうステーションのボックスも、町内を歩いてますと
ありますね。だから、そういうものをつくれれば、今言われているようなことは解消出来
るのやないか。やはりそういうことが私は大事じゃないのかなと思うんです。

それは何でや言いますと、やっぱりごみ分別をされている住民皆さんの努力を考えたら、
当然住民皆さんが非常に手間をかけて、トレイやったらきれいに水洗いして、それを
また乾かして出している、そういう努力に対して、そういう方がおられるからこうい
う分別がスムーズに出来るわけなんですから、それに対してやっぱり行政側もこたえる
、そういう努力というのは必要じゃないかなと思うんです。

それで、この7町の部分を見ましても、実際ごみの指定袋の有料化、町指定ごみ袋を
とっているというのは斑鳩町だけです。ほかは全部自由袋。あるいは、河合町が唯一指
定袋、可燃物の分が指定袋されてますが、無料でありますし、不燃物は指定袋、これも
無料です。粗大ごみについてはシール制みたいな形でされてます。

私は、よく住民の方から、今回のビニールごみについても、町は指定袋で無料です
ということ言われているんですが、そういう作成の費用で1,000万も前回の質問
の中でかかるということ言われておりましたが、こういうことは、住民にとっては、
こんなことするから何ぼでもお金要るの違うかという部分で、結局は燃やさんなんよう
なごみ袋をつくる必要があるんやろうかというようなことをおっしゃってます。

私も、何度もごみについて私なりに色々勉強させてもらいまして実態を聞かせてもら
いますと、最終的にごみの分別をしてやっている行政の姿、究極というか、理想的な姿
を見てますと、結局、町指定袋の袋を使うんやのうて、出来るだけ缶、瓶やったら、缶
、瓶を、一定の日曜日の朝なりに、住民がそのところへ袋で持ってきてコンテナにあけ
、それを町が回収する。結局、そういう袋があるから分別がスムーズにいけるんやのう
て、袋の要らない、住民が出しやすい、そういう私は環境をつくるのが、結果的にご
みの減量化につながるんやないかなということをおもっております。

先ほど、7町のごみの減量化の分についてどれだけの成果が上がっているかというこ

とは調べていないということだったんですが、ぜひとも調べていただきまして、再度、他町のごみ分別収集のいいところはやはり取り入れて、それを斑鳩町でどのように、住民の声に応えるためにそういうシステムをつくれればいいのか、そういう部分には私はごみの費用を使っていたきたいなということを申し述べまして、次の質問に移りたいと思います。

ただ、ちょっと言い忘れてましたが、私は、今回合併について斑鳩町単独でいくということになりました。ただ、単独でいくということで斑鳩町はそういう方針でなると思うんですが、朝からの同僚議員の説明の中でも、片方で広域行政で、消防や水質試験場、あるいは老人ホーム等広域でやっている施設があります。三室休日診療所の開設もそうなんですが、最終の堯川議員の中で奈良県のごみ処理の分について質問をされておりますが、実際に奈良県のごみの処理についてなかなか計画が進まないとするなら、こういうごみの処理こそ、例えば広域行政の中ででけへんのかな。逆にそういうことをすることによって、相当ごみの処理費用が削減出来るのではないかなということを思いますんで、県とのごみ処理の計画のこともあると思いますが、そういうことも踏まえながら、一度7町のごみの施設についての建設、あるいはそういう取り組みみたいなものを考えていただけたらというふうに思います。

それでは、最後の3つ目の質問に移ります。

奈良県土地家屋調査士協会への委託契約と議員兼業の禁止について質問をいたします。

。

この問題については、過去に住民の方から、小野議員が土地家屋調査士として町の仕事を請け負っているのは、地方自治法に定めている議員兼業の禁止に抵触するという陳情書が提出され、その時議会として、土地家屋調査士である小野議員本人の自助努力を求めるという結論が出たにもかかわらず、昨年9月議会での私の一般質問で、議長を務める2年間も町の仕事を請け負っていることが判明した経緯があります。

今回私がこの問題を再度取り上げたのは、町道の境界の明示に立ち会われた住民の方から、町の仕事を請け負っている業者である小野議員から、こんな暑いのに何遍も呼びやがって、えらそうに言われ、憤慨して私に電話がかかってきたからです。その時の様子を詳しく聞くと、担当の役場職員にも、何でこんなところで話をするねん、役場でしたらええやろ、と文句を言っていたそうです。

そこで、改めて質問に入りますが、境界明示等の斑鳩町の公共事務事業を、以前は斑

鳩町在住の土地家屋調査士個人に依頼していたのに、いつごろどのような経緯で奈良県土地家屋調査士協会に依頼するようになったのか、再度お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 奈良県土地家屋調査士協会の事務委託はいつごろか、どのような経緯で行われるようになったかというご質問でございますが、昭和60年に土地家屋調査士法の一部改正により、公共嘱託登記を受託することの出来る組織として奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が法務大臣の認可によって設立されました。この協会につきましては、官公署等が公共事業に関して行う公共用地の取得等に伴う大量の不動産の表示に関する登記の嘱託手続を適正かつ迅速な処理がなされ、公共事業がより一層円滑に推進され、事業の速やかな安定がもたらされるということもありまして、昭和61年度より協会と契約をいたしておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） その法改正の中でそういう土地家屋調査士協会が設立されたという事はわかるんですが、円滑に事業を進めるためにということ云々なんですが、それはこの協会に必ず、その法改正の中では、公共団体は協会に仕事を委託しなければならないというところまでその法の中では書かれているのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういったことにつきましては、やはりその協会の中には、斑鳩町の中で仕事をされている方々がほとんどそういった中に入っておられるということからも、またその中でも、仕事の中身によりましては、その中では出来ないようなことを発注しなければならないということも想定することも必要ということからも、やはり大きな組織の中の協会ですらやっていたら、安定的迅速な対応もしていただけるだろうということも考えまして、そういった中で仕事をしてもらっておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、平成15年、16年で、議員である小野土地家屋調査士は町の仕事を請け負っているのか、請け負っているとすれば、その金額は幾らになるのかお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議員である小野土地家屋調査士が町の仕事を請け負っているのかとのご質問でございますが、町の場合は、社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事長と斑鳩町長との間で嘱託登記に関する業務について委託契約を締結しておることございまして、したがって、小野土地家屋調査士個人との委託契約はいたしておりません。

小野土地家屋調査士が社員として担当された業務の委託金額につきましては、質問者が情報開示請求をなされておりますので、それによりご承知おきくださるようお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 情報公開をしているからそれで見てくださいということなのですが、今日朝8時50分に私自身が受け取りましたので、内容についてまだ詳しく見ておりません。そこで、改めて、15年、16年の金額について再度お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申しました趣旨からも、そういったことで対応させていただいておりますので、その中身を見ていただいてご判断いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 開示は確かにしましたが、私が開示をしたから、そしたら私の一般質問には答えられないということなんですか。それは、どういう理由によるものなんですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 特に、ただいま申し上げましたような内容で既に開示させていただいておりますので、こういった中で改めて申し上げるということにつきましては、いわゆるこの内容につきましては、我々といたしましては、協会の方から、そういった社員について、この仕事についてこのようにさせていただくという中で、やはりそれに対する必要な金額について支弁しておりますけれども、その金額そのものが、果たしてどれだけの分が仕事をされた方についていっておるかということについては、我々はその内容については把握しておりません。いわゆる仕事の内容に対してのいわゆる町としての支出した分についてはわかりますけれども、そういった中身で、どの方にすべて金が

いっておるんかということについては我々として承知しておらないので、今申し上げたような開示の中でのご理解を賜りたいということで申し上げました。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の部長の答弁、何言うてんのかわかりませんねんけどね。要は、情報公開を私がした。情報公開して数字が上がっているというのは、少なくとも公に出てもええもんというのは情報公開制度で上がってくるわけでしょう。公に出来へん分については黒塗りの塗りつぶしで、私も何回か情報公開やりましたけど、だあっと黒塗りでつぶされて、それでコピー代だけ払うた記憶がありますけども、実際に数字が上がって、それは公表されてもええ数字やと私は理解するんですね。

それと、今、部長が言われた、ここに書かれているけど、実際にその人がしたかどうかわからんというのは、これは逆に言うたらすごい問題やないですか。この方が、今の部長の答弁からしますと、小野議員の少なくとも仕事について情報公開制度でありました。私が土地家屋調査士である小野議員の仕事についてどうですかということをお尋ねをして、それについての情報公開の書類が上がってきて、決定通知書が出てまして、金額も書かれている中で、これが協会の方に委託してあるので、本当にこの方がやったかどうかわからんというのは、これは逆に言うたら会計上えらい問題になるの違いますの。逆に言うたら、町はこの方に、Aという方に依頼しているけど、実質はBがしてて、仕事をされているどうかわからんと。今の部長の答弁をそのまま素直に私が受け取ったらそういうことやと思うんですが、違うんですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私は、その仕事が本人がされたかされないかということをお尋ねしておるわけではございません。この協会へ、そういった仕事をされた方の社員はこの人ですよという中で、その仕事に対する費用について協会へお支払いさせていただいた。その支払いさせていただいた費用がそのまますべてイコールその調査士さんにお支払いされているかどうかわからないということをお尋ねしたわけでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そしたら、もうよろしいですわ。時間もありませんので、それでは次に移りたいんですが、それでは土地家屋調査士である小野議員が、議員になってから今まで県の協会を通じて仕事を請け負われた総額は幾らになるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましても、先ほど申しあげましたとおり、小野家屋調査士さんが町の仕事を請け負った総額というものでございますけど、先ほど申しあげましたように、調査士さんの請け負いには当たらず、町といたしましてはあくまでも協会との契約ということでございます。

それと、小野土地家屋調査士さんが社員として担当された業務の委託料についてでございますけれども、それにつきましても、先ほど申しあげたと同じ理由によりまして、情報開示ですべて今まで開示等させていただいておりますので、それによってご承知おきくださるようお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 情報開示してるから言わんとく。これ、少なくとも私これまでに、予算委員会や決算委員会の中でもちゃんと言うて、その都度、これまでトータルで幾らやという数字は聞いてますやん。それを本会議で言われへんというのは、どういうわけなんです。

私は何遍もこれさせてもらうのは、住民の方から、先ほども言いましたように、本当に業者で来てはるのか議員で来てはるのかわからんと、そんなえらそうに言われて。色々聞いてみますと、最終的に色々注文をつけたら、そんなもん、どこへでも出てやってもうたらええやん、ということをやられて、非常に憤慨されてて、私はそやからこんな業者に町が仕事を依頼して、もっとちゃんとした人を仕事にしてほしいねんと職員に言いましてんという話をされてました。それで、私は憤慨しているんで隣地の同意判を押していないということ言われて、実際先ほど協会に依頼することが町の仕事を円滑に進めるから協会に委託してんねんということ言われましたね。でも、現実はどうなんですか。県の協会に町が仕事を依頼したから、円滑にスムーズに仕事が行われるから協会に委託するんやとおっしゃった。ところが、現実には、その県の協会の社員である小野議員が住民の方々を怒らして、そして実際に隣地の同意判も押されへんような状況。

この私が聞いた発言を聞いても、本当に社員や、色んなこれまで問題がありましたけど、それでも土地家屋調査士協会に委託をしていかんならん。去年も言いましたけど、県の協会が一部の業者への偏った仕事配分が問題で、協会の体質が問われる中で、また町民皆さんから議員兼業の禁止とかの声がある中で、なぜそれでも相変わらず協会へされようとしているのか、私にとっても全くわかりませんし、住民にとってもわからない

話やと思うんですね。

そこで、私を含め町民皆さんが納得出来るような、土地家屋調査士協会へ公共事務事業を委託し、議員である小野土地家屋調査士に町の仕事を請け負わすのはなぜなのか、町民皆さんに納得出来るような明快な答弁を求めておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 先ほども1点、2点目の問題について総務部長からお答えしておるわけでございますけど、町は、総務部長も言ったように、社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長と斑鳩町長の間で嘱託登記に関する業務について委託契約を締結しております。したがって、ご指摘の小野家屋調査士が町の仕事を請け負った事実はないんです。ということから、その数値、総額というのはここで言えないと、こう言うてるわけです。

今の質問でございますけども、これも総務部長が申し上げてますように、やはり奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第17条の6の規定によりまして設立されている法人でございます。この協会は、公共嘱託登記業務を適正、迅速に処理を行う専門的技術集団であります。また、公嘱事件は、これまで言ってますように、大量であります。先ほども質問者がおっしゃいましたように、境界についてのトラブルが生じる場合もあります。そういうことも含めて、やはり処理しにくいあらゆる事件についても習熟しております。そうしたことから、官公署などの委託を受けて嘱託登記の処理について行っており、その責任体制が明確となっております。そういうことでございますから、我々の嘱託登記についての委託先を、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と委託契約を結んでおるということでございます。

先ほどもおっしゃってましたように、平成15年の5月に新聞報道されました。1人の調査士に業務が偏ったということの問題もございました。しかし、この業務が偏ったことに対して、この協会が公正な団体とは言えないと思うことはございません。やはり、今先ほども申し上げましたように、この公共嘱託登記というのは非常に精密を要します。そして、あくまでも技術を持っている集団がやらなければならない事業でございますので、そういっても偏ることがないようにやっぱり努力をしたい、このように考えるわけでございます。そういうことから、今、言いましたように、公共嘱託登記につきましては、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に行っていただいております。

また、先ほども何遍も出てきますように、議員の兼業禁止の問題でございますけれども、これはこれまで私も述べてますとおり、議員の公職業務につきましては、地方自治法第92条2項、議員の兼業の禁止には抵触しないという認識をしておるわけでございます。また、先ほども質問者がおっしゃいましたように、平成11年8月24日には、議会運営委員会においても、議員の兼業禁止には抵触しないと認識されておるわけでございまして、したがって小野議員が土地家屋調査士の仕事をすることは何ら問題ないと、こんなように町としては考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の助役の話聞いて、ふうっと聞いてますと、県の協会だけが仕事をきちんとしているから安心して任すんやみたいなことをおっしゃる。ところが、よくよく考えてみますと、県の協会のそしたら社員さんというのはどういう肩書の人なんかというたら、ちゃんと国の国家資格を持った町の土地家屋調査士さんが集まって協会をつくっておられる。わざわざ斑鳩町の仕事を県の協会へ依頼して、また県の協会から斑鳩町の土地家屋調査士協会の斑鳩支部というところへ話が戻ってきて、その中でまた割り振りをして、希望者があれば双方で話し合いをしてもらって仕事をしていく。あるいは、その売り上げの1割は、たしか以前に調べたら、協会に会費として上納するみたいな話を聞いている中で、やっぱり土地家屋調査士本人、最終的には協会やのうて個人が、土地家屋調査士として個人が町の仕事をされるわけでしょう。別に協会に頼んでも、それを構成されているのは、一個人のそれぞれの土地家屋調査士さんがされているんやから、別に直接土地家屋調査士さんに私は頼んで何ら問題はないと思うし、わざわざ町が契約した請負額の金額によって、1割例えば会費で県の協会へ納めてはんのやったら、私は1割引きで町の仕事をしてもらったらええん違いますか。財政難でこれから見直していかなあかんということやったら、ぜひともそういう形で私はすべきやないかなと思うんですが、その辺がどうも助役の答弁の中では私は理解でけへんのです。これは、多分私が理解出来へんのやのうて、多分傍聴に来られている方も同じような心境やと思います。

私は、斑鳩町もこういうことがあって政治倫理条例が出来ました。この1条に、この条例は、町政の担い手である町長及び町会議員が、町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を

定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えると共に、あわせて町民にも町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とするということが書かれてございます。

それで、助役は、今、何ら仕事をしていただいても問題はないということを断言されました。しかし、一方で、実際に汗水をたらして税金を払っている住民の方々からは、何でそんなおかしなお金の使い方をすんねんということを言われているわけですね。私は、こういう機会に、本当に住民の姿勢に立ったやっぱり行政を私はしていくべきやと思います。

私は、地方の時代を迎え、行政が積極的に情報公開をし、行政と町民が同じ情報を共有する、そしてまず町民から信頼される、町民の視点に立った公平、公正な町行政を行うことが大事だと思います。7町合併の是非を問う住民投票で、反対をされた住民の方から、斑鳩町は単独でいけばいい。市になったら、確かに町長や三役、議員の人件費は節約出来るけど、それは斑鳩町単独でも削減は可能やし、またそうせなあかん。また、市になったら、議員兼業の禁止や行政の監視も広過ぎてでけへん。我々住民の目の届く範囲の広さがええ。田舎でええやん。多少不便でも、自然環境に恵まれた世界遺産のあるまちの誇りを持ち、これからは我々町民も住民投票のように積極的にまちづくりに参加していけば、きっといい斑鳩町になるで、という声を紹介して私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（浅井正八君） 以上で、4番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午後1時15分まで休憩いたします。

（午後0時12分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に挙げさせていただいておりますのは、乳がんの検診についてなんです。乳がんというのは、女性のがんの中では最も多いであろうとされる病気になるわけなんですけれども、この乳がんの検診にマンモグラフィーを導入するという方針が、厚生労働省の方からも出されております。来年度の厚生労働省の予算要求されている額が、7

8億7,500万円で、500台を調達すると、そして4,300人の乳がんの患者を発見するんだという意気込みを厚生労働省の方が見せておられる。我々女性にとっても、早期発見をすることによって、おくれた場合の全摘というような処置になるよりは、早い発見で部分摘出するという形の方がやっぱりより望ましい。それと、がんの進行という点においても、この早期発見というのは重要な課題であるというふうに考えるんですが、このマンモグラフィーの導入については、斑鳩町、来年度どのような見解をお持ちなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この件に関しましては、本年の6月の議会にも他の議員さんからご質問をいただき、一定のお答えをさせていただいたところでございますけれども、議員もご承知をいただいておりますように、先ほども申されましたように、乳がん検診につきましては、厚生労働省が「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」というのを改正をされております。問診のほかに、視触診と乳房エックス線検査、いわゆるマンモグラフィーの同時実施を原則とすることとされたところでございます。しかし、奈良県内におきましては、マンモグラフィーの実施可能な医療機関や検診車を保有する事業者が少ないことから、県からも視触診とマンモグラフィーを同時に実施することを原則とするが、当面の間においてはその限りでないとの説明をされているところでございます。これを受けまして現在本町では、問診と視触診のみで実施をしているところでございます。

マンモグラフィーは、エックス線によって乳房内部を鮮明に写し出しまして、視触診では発見されにくい初期のがんを見つけるのに有効でありますことから、その早期実施は必要であると、このように認識はいたしております。しかし、現在マンモグラフィー検査の実施可能な事業者について調査を行うなど、当町においても併用をした開始に向けて今現在努力をしているところでございます。

しかし、さきにも申し上げましたように、基盤整備が不十分な上に、専門の診療放射線技師とか読影医師も不足をしているとも聞いているところでございます。仮にマンモグラフィー検査が実施を出来たいたしましても、視触診に比べまして多くの検査時間が必要となってくると聞いております。このことから、従来を受診者のすべての方をカバーするという事は、非常に困難な状況になるのではないかとということも予想がされます。また、マンモグラフィーは機器による圧迫の際に痛みを伴うということもあると

いうように聞いております。そのことから、視触診のみを希望される方もおられるものと考えております。

このようなことから、マンモグラフィと視触診の併用の検診の実施には努力をしながら、引き続き視触診のみの検診も、検診者の意向に沿っての実施も可能なようにしてまいりたいと、このように次年度からの対応を考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長から一定のご答弁をいただきました。町としては何とか前向きに対応をしていきたいというふうに聞き取れるんですが、ただし基盤整備の問題があるということですが、厚生労働省の方でそういった予算をつけてそういう方針を出したという中では、やはり国、県がそういう基盤が不十分な点についても基盤を整備すべきであるというふうに私は思っております。そういうことの要望については、きちっと町としてはやっていっていただきたいというふうに思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、県の方に対しましても、そういう県下の状況を踏まえて、基盤整備というのは県下全体で立ち遅れている状況でもございますので、当町といたしましても、そういう形での県に対しての、県の取り組みとしてのご要望はさせていただきたいというふうにも思っておりますし、町村会を通じての要望とかもありますし、それ以外の要望の形で県の方には対応をお願いをしてまいりたいとは思っております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 先ほども申しました、私女性の立場から言いますと、乳がんでもしも患部を全摘しなければならぬということになるよりは、やはり部分摘出の方が最適ですし、そしてまた若い方ほど進行すれば全体への影響もございます。がんというのは怖いんです。それに、即効性のあるいい検査機械があるのであれば、やはり積極的に使っていくべきであるというふうに私は考えます。

基盤整備の問題についても、町が独自ではなかなか出来ないだろうと思いますが、郡山の保健所なり、また県の担当なり、積極的にこういったことを各町で実施しやすいようにしていただきたい。

それと、やはり希望をされる方については、さっき部長もおっしゃられたように、希

望されない方もあるだろうということもおっしゃられてましたけれども、出来ることなら希望される方には受けていただけるような形がとれたらいいなというふうに思いますので、またさらに鋭意努力をしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

そしたら、2点目に入らせていただきます。

この、私、通告書に書かせていただきました2番、3番、4番につきましては、町の方で出されております「第3次斑鳩町行政改革実施計画の前期計画」、平成17年度までを目途として立てられましたこの計画の中から、私がこれまでに質問をしたことがある問題であるとか、特に今後考えていっていただきたいという問題をとりあえず項目を挙げさせていただきました。それと申しますのも、斑鳩町が先日の住民投票でやはり単独でいってほしいという住民の皆さんの声を聞く中で、よりこの計画が住民本意の行政改革となるように私自身は考え、そして質問というふうにさせていただいたという趣旨をまず述べさせていただいております。

それでは、2番目に挙げさせていただいております行政評価について、これにつきましては、今までに私も何度か一般質問をさせていただいた経過がございます。けれども、この重点課題として、斑鳩町の方でもこの事務事業評価の確立であるとかいうふうな形でここには書かれてるわけなんですけど、そしてさらには総務委員会の方でも、今回岐阜県の多治見市などに行かれまして視察もさせていただいた経過はあるというふうには思うんですが、この多治見市に行かれた記事なんかも読みますと、非常に進んだ形で行政評価の方がなされているんだなということを感じました。17年度には一応制度の確立と、この計画の中には書いてあるもんですからね、私としては16年度中にどの程度まで進捗をしているのか。これまではちょっと試行的にやっているとかいう形でしかお聞き出来てなかったもので、今回、17年度に制度確立されるということもありますので、ここの1点目、16年度中の進捗状況についてお尋ねをし、2つ目、17年度確立となっている部分のところですね、この辺についてお尋ねをしておきたいなというふうに思いましたので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま行政評価システムの確立についてのご質問でございますが、この関係につきましては平成16年度までの進捗状況でございます。この制度の導入につきましては、平成12年度から行政評価の中の事務事業評価の試行実施により、実効性の高いシステムの確立に向け、その調査研究に取り組んでいるところでござ

います。平成12年度は、1係1事業として30事業の試行的実施をいたしております。

その中での課題といたしましては、評価調書が複雑で住民にとってわかりにくいこと、目的、目標及び指標の適切な設定が難しいことなど、いまだ評価システムとして完全に確立したとは言える状況にないのが現状でございます。引き続き一部の事務事業について、試行を重ねながら評価調書の改良を実施し、住民皆様にとってわかりやすい行政評価システムを目指してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ここでは、平成16年度でシステム導入を開始しながら17年度で制度の確立というふうに書かれておったものですから、もう少し進捗しているのかなというふうに感じてたんですが、さらにこの2点目に書かせていただいておりますように、住民への周知広報ですね、そしてまたそれによる意見集約ということまで私は最終的にはつなげたい。この行政評価がやはり政策評価という形に進むようになって、きちっと、住民参加型の行政を目指すのであれば、やはりそういう形になる、最終的にはそういう形まで持っていくのが望ましいというふうに考えておりますし、またこの総務委員会が視察をされましたところでも、計画ごとの進捗状況をつかんでいる、達成度、そしてまた予算にもつなげていると。こういったことになって、そしてそれを見た、それを住民に公表して、また住民と共に斑鳩町の政策のあり方、それでいいのかどうか、色んなご意見がいただけるというような状況になるのが最も望ましい形になるというふうに私は思っています。そういうことが出来たら、町政モニターの方たちからも、もっと突っ込んだご意見なんかも、こういうことが公表出来ればいただけるのではないかなというふうなことも感じておるわけなんですけど、最終的にはそういう形まで持っていっていただけるのかどうか、町としてはこの行政評価についてどういうふうにお考えいただいているのかということも確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この行政評価システムにつきましては、質問者もおっしゃっておりますように、第3次斑鳩町行政改革実施計画（前期計画）の課題として挙げさせていただいておりますものでございまして、先ほども答弁させていただいたように、数々の課題に直面いたしております、その進捗は現実として遅れておるところでございます。

しかしながら、様々な社会問題が複雑化する新時代に対応した行政運営を進めていくためには、施策や事業を成果重視の観点から評価し、住民にとってわかりやすい形で事業の整理統合、廃止、手法の転換を行って効率化を図ることは、大変重要なことであると認識いたしております。

そのためには、可能な限り早期に制度を確立させ、総合計画の進捗管理や予算編成、重点施策の政策展開等、あらゆる分野において反映、活用していきたいと考えております。

制度を運用していく中では、住民の皆さんに対して説明責任を果たし、また行政評価の客観性を保つためにも、わかりやすい情報公開に努め、住民の皆さんの声に耳を傾けたいと考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 地方財政が厳しいと、これも国からの補助金のカット、一方的に地方交付税がカットされるという中で、地方は非常に苦しい状況に置かれるわけです。そんな中において、今後斑鳩町が斑鳩町らしくどうあるべきかと考える時に、思い切ったスクラップ・アンド・ビルドが大切にもなってくるだろうと。そんな中でもこの行政評価が確立をされておれば、非常にそういった英断を下しやすくなるのではないかと。やはりそういう判断を多くの方にきちっと理解をしていただく、行政のやろうとしていることを理解していただく、そして町民の方たちにもご理解いただいた上で、納得していただいた上で、やっぱり参加をしていただける、そういった町政を目指していくためにも、今、部長おっしゃっていただきましたので、これからもより努力をしていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、3点目の方に入らせていただきます。

3点目につきましても、この行政改革の実施計画の中にございました。この中で、窓口のサービスの向上の中には幾つかあったんですけども、ここでは総合窓口の考え方についてをまず挙げさせていただきました。

この総合窓口について、17年度では、各種証明書発行窓口の設置となっております。16年度までで調査研究をして、組織機構の見直しをして、17年度ではそういう形にするということなんですが、これについての考え方をもう少しきちっと知りたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 総合窓口につきましては、届け出や申請書の受理、各証明書発行等の複数の課にまたがる手続を、住民から見ると同一部署の窓口で行うことの出来るようにし、待ち時間の短縮、申請手続の簡素化、窓口業務の効率化、合理化等住民サービスの向上を図ることを目的といたしております。現在、ただいま議員からもおっしゃいましたように、第3次行政改革実施計画の前期計画の重点課題として調査研究を進めているところでございます。

斑鳩町では、まず各種証明書発行窓口の設置から段階的に実施していきたいと考えております。その導入手順といたしましては、電算システムの導入等に多額の経費がかかりますことから、費用対効果を十分考慮し、対象業務の選定を行う必要があります。

そのために、斑鳩町の住民の皆様が、役場にどのような用件でどの課に来られるのか、窓口調査を住民と関わりの多い課を中心に実施し、その集計結果をもとに、取り扱い件数の多いもの、複数課に関わるもの、電算化が既に図られているもの、高度な事務処理を要しないものなどを選定基準として、対象業務を決定していきたいと考えております。

また、来年度から、県と県内全市町村共同で、インターネット、L G 1でございますけど、インターネットを通じて各家庭等から各種申請届け出、施設予約が出来る「汎用受付システム」の共同開発を開始することもございますので、重複投資にならないように、その開発状況を見ながら窓口の住民満足度向上に努めてまいり所存でございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長にご答弁いただきましたので、システム的には、流れ的には何とか頭の中で理解をすることが出来たのですが、その総合窓口を設置するというふうな考え方になると、どういうふうに考えておられるのかなというのがわかりにくいんですが、ただ住民サービスの中で、窓口サービス向上の中には、住民課でのローカウンターの設置というのがここに入ってましてね、これも推進課題とされてたんで、私ちょっと見落としてたんですが、実施時期を平成17年度から実施するという事でこの計画の中に書かれているものですかね、この住民課の窓口をローカウンター採用することによって、何か総合窓口的なものをその辺に持っていこうというふうに考えておられるのかというふうなことを今ちょっと感じたわけなんですけど、その辺の具体的な構想はどうなっているんでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 既に住民課の隣の健康推進課のところには、ローカウンターを設置をさせていただいております。そういった中で、いずれにいたしましても今先ほど申し上げましたことについての調査をすることによって、やはりそういった体制を整えていくことは一番肝要だと考えておりますものの、今現在住民課に来られる中で、その住民課においてそういった総合的案内も兼ねたような対応もさせていただいております。そういった中で、やはり、今、そのローカウンターについては、住民課全体ではそういったことをいたしておりませんが、そういった窓口の当面の総合窓口的な内容としての対応をさせていただくことによって、その間の住民サービスの向上ということで目指していきたいということで考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ということは、まだ具体的には、17年度からということにはなっているものの、まだそれほど具体的ではないというふうに感じたわけなんです。総合窓口の中で1つぜひ今後ご検討いただきたいと思いますが、私やはり銀行へ行ったときに、お年寄りに、銀行のフロアを自由に行ったり来たりされる方が、今日は何のご用でしょうかというふうに声をかけてあげてはるというのをよく見かけるんですね。あれは非常にいいなあと。これから高齢化の時代に向けまして、お年寄りの方、それで若い方と一緒に住まいでない場合、自分自身が役場へ来るという時に、そういうふうに声をかけてあげて、フロアでうろうろと、あっち案内するこっち案内するということが出来る人材。それと共に、斑鳩町の場合、他の近隣の市町村と比べて窓口がよく混んでることが多いんですが、これからも行政改革の中で職員の定員管理ということであれば、対応出来る職員に限界もあるだろうということの中では、そういった総合窓口の一つの中には、来られた方がどこの窓口行っていいかわからないという場合に、その方が聞き取りをして、こういう用件でどなたが来られたということを、窓口、お客さん対応されてる時に、そこへ持っていったら、次のお客さんはこの方だなということでスムーズに対応していけるのではないかな。来られた住民の方も、もう既に自分の言いたいことは言っているんで、安心してお待ちになっていただければいいかな。

しかも、そういうのは、行政に通じる方、例えば行政職を退職された方とか、また時間が込む午前中であるとか、試行的にそういう方を採用して、窓口がスムーズに流れるように、そしてまた来られた、特にお年をめした方とか、また初めて役場へ来られた方

が戸惑うことのないような対応をすることは、かえって時間の短縮であるとか、そういったことが可能になるのではないか。正規の職員をそういうふうに使くと、なかなかコスト的には大変なのかも知れませんが、本当にもしそういうことが可能であれば、パートで、そういった行政のことをよくわかっておられる方が、退職されたような方たちのご協力を得られてそういうことが出来れば、かえって今後スムーズに運営されていくのではないかなというようなことも少し思ったんです。今後、総合窓口の考え方整理をしていただく中で、また担当課、色々1つの課だけではなく考えておられるとは思いますが、担当課の方での協議の中で少しその点について考えていただきたいというふうにご提案だけさせていただきます。

2つ目の苦情処理体制の整備についてなんですが、最近、この苦情処理については、細かい苦情処理というのは余り聞かないです。聞かなくなりました。ところが、割合古くから根強いこういう苦情の処理って、苦情を聞くということが色々ありまして、苦情処理の体制というのはどうなっているのか。たまにおっしゃられるのは、さきに行って、次行ったら、もう担当がかわったからわからへんとか言われるっていう、そういうことを言われた方、これまで何人か私も聞いている状況があるんですね。

ここには、苦情処理の中では、対応経過等の情報をストックして共有し活用するというのを、平成17年度については全課にて実施したいというふうはこの計画の中に書かれているんですけど、そのことについて、17年度から体制的にはどうなのか。きちっと、担当がかわったからわからないということではなく、きちっと対応をやっていただけるのか。また、その課だけではなくて、横断的にやっていただかないと、こっちの課で苦情があって、こっちの課来たらまた気に食わんことがあったとかいうそういう話もたまにはありますのでね、そういった苦情の対応についての今後どのような考え方でこれを進めていかれるのかについてもお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在、斑鳩町における苦情処理体制につきましては、各課単位での実施でございまして、その情報も各課による対応にとどまっている状況でございます。そういったことで、第3次行政改革実施計画（前期計画）の緊急課題といたしまして、「苦情処理体制の整備」を掲げ、全庁的な苦情処理体制を目指して現在のところ調査研究を行っているところであり、そのまだ確立には至っていないところが現状でございます。

具体的な取り組みといたしましては、まず、現在各課でまちまちな苦情処理の対応経過等を記載する報告書の様式を統一し、情報の共有化及びデータベース化を図り、各担当課でそれを活用して苦情対応の迅速化、トラブルの未然防止を進めていきたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 具体的に言いますと、例えばですよ、私が経験したことがあるのは、ふれあい交流センターいきいきの里の土地の買収の時、その地権者の方との交渉に絡む中でトラブルがあったと。そのトラブルを何とか解決したと。だけど、その方にかかわって、また次環境対策課の時に、また用地交渉する中でその人とまたぶつかったと。そんなことがありまして、課が違ったら、同じようなことで同じような文句を役場の方に対して言っておられたということから、そしてその方が非常に、何ていうんですか、役場の対応が気にいらんという話になったりした時に、税金を払えへんぞとか、何かそういうこともあったようなことで、私もちょっとご本人からそんなことも聞いたんですが、それとこれとは別ですという話はしてますけれども、そういう時にでも、情報があれば、そして横断的にやっておれば色々なことが理解出来るということがあって、話の流れがよくなるのではないかな。同じ方に何度もそういった苦情を言われるようなことがあった時には、やっぱりその対策を町としてもやっていかないといけないとか、そういうこともわかりやすいと思いますので、これについても今後整理をしていただけたらありがたいなと思っております。

ただ、窓口のサービスとしては、非常に近年よくなってまいりまして、私も一般の方から、そうそう窓口の苦情を聞くというような状況は今ございません。ただ、事業をする中での、斑鳩町が事業を進めるとかいった時のご理解をいただくとか、そういう問題についてはまだまだ十分にいけないような状況にありますので、今後この苦情処理体制についても、より役場全体での共有が可能なような施策の展開をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは、4つ目に入らせていただきます。4つ目は、公共工事コスト削減計画の策定についてということです。

この問題につきましては、私この計画を見させていただいて、ちょっと自分が思っていたニュアンスとは違うかったんですけれども、私以前から予定価格に対する落札の率が高いのではないかと、入札に絡んでそういったことも言ってきたことがあります。入

札を1%下げることによって、斑鳩町の大切な公金がどれほど助かることになるんだろうというような質問をさせていただいたことも過去にあったと思います。そういうことも含めまして、本当にこれから斑鳩町が斑鳩町として頑張って単独でやっていくのであれば、この問題についてはこれから、下水道の事業もまだまだやっていかなければならないという中で、非常にこれは重要な施策ではないかなというふうに感じております。

この問題につきましても、16年度までは調査研究をし、17年度で計画を策定するというふうになっているわけなんですけど、この改善の方向性の中には、奈良県公共工事コスト削減対策に関する新行動計画、これが策定されてこれを踏まえた上で斑鳩町らしい行動計画を策定していくんだということになっているようですが、実は奈良県の計画ですね、私も読まさせていただきましたけど、すごく幅広くてつかみどころがないと言えば非常にないわけなんです。17年度から計画を策定したいという町の考え方、どの程度まで踏み込んだところになっているのかというのちょっと気になってたところなんです。それで、16年度の調査の状況、17年度にはどの程度どうやっていけるのかというところ辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 公共工事コスト削減計画の策定に関してですが、これにつきましては、今、議員の質問の中でおっしゃられたように、第3次斑鳩町行政改革実施計画の中で緊急課題ということで挙げておまして、平成15、16年度に調査、平成17年度には計画策定、こういう年次計画でもって計画策定に当たっておるわけですが、現在平成16年度では、まず、計画策定後の実際のコスト削減を実施していく中での具体的な実施に当たっての基本的な視点や留意点、そして具体的施策について、工事のコスト低減をはじめとしながら、その他各分野ごとに策定に伴う素案の作成について今現在作業を進めておるところです。ただ、実際には若干計画よりも時期がちょっと遅れていることには間違いございません。ただ、これらの素案の取りまとめを極力早くに行い、平成17年度計画に向けて、今後この計画策定のためにワーキンググループ等も設置し、職員間で色んな情報を交換しながら、ぜひとも平成17年度、予定どおり計画の策定に向けて今後作業を進めたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この問題につきましては、奈良県の方のを見せていただきましたら、奈良県でも、平成9年から11年の3カ年においては、このコスト削減につい

ての計画を立てて努力をされたと、それは旧計画という言い方をされてますけれども、ところがここで平成11年度までのコスト縮減率が9.1%となっているという、数字がきちっと出てるんですね、この奈良県の計画を見させていただきましたら。そして、11年まででそれだけ9.1%の縮減率があるというようなことも書かれている中で、ぜひ斑鳩町がこれから、ワーキンググループも立ち上げて設置してやっていくということなんですが、このきちっとした縮減率が、何というんですか、私も素人なんでよくわからないんですけども、どの程度まで可能なんかわかりませんが、一定の縮減率という目標を持って、その進捗をきちっと管理して、何年たったら奈良県が言うように縮減率何%あったというようなことを、その辺までは出来るのかどうか。私、ちょっとそれが可能なんかもどうかも全く判断が出来ないので、そこもちょっとお尋ねをしたいと思うんですが。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） この県の縮減率、きちっと数字であらわされております。確かに計画策定に当たって、いついつまでにどれぐらいの削減をするんだと、目標設定等もやって、その結果が9.1%。なにがし、そういうふうに出たわけなんですけど、工事の種類によって縮減出来る範囲が違うと思うんですね。例えば、私は今現に担当はしておりませんが、水道関係でありましたら、これは全体の水をつくり上げていく中で、機械でもって色々な作業をしていきますが、それを例えばコンピュータで自動制御すると。そういったことになると、過去では、そのコンピュータは専用機ですから、一から組み立てるコンピュータ、こういったものが非常に高価なものになる。ところが、今は、汎用のパソコンがすごく性能がよくなってるから、そういったものを活用していくと。そして、物すごいコストダウンが生まれると。そういったものについては、縮減がかなりの幅で見込まれる。ただ、単純に道路の表層だけ、要は舗装だけをやっていくと、こういったものについて延長が短いところであれば、もともとのコストが低いので、それに縮減をかけて非常に高い縮減率を目標としても、出来ない部分もあると。そういったことで、工事の種類によってその縮減がどこまで出来るのかということがあります。

それともう1つ、公共工事のコスト縮減というのは、何も工事コストだけを低く抑えるんじゃなくて、それにかかわりまして時間的なコスト、要は今まで1カ月であったのをこれを3週間でやろうと、そういったこともすべてコスト縮減につながってくる。

それと、設計の事前の調査から、最終には工作物、要は成果品が出来上がるまで、これ全体の中で、その手続の中には、先ほど議員が最初におっしゃられましたように、入札契約の手続、こういったものについても事務のそこで簡素化を図ることによって、手続時間を圧縮する、これは労働時間の短縮につながりますから、そういったこともコスト縮減につながってくるということで色んなことが考えられるんですね。

そういったことで、全体的な率を、町の公共工事全体でもってこういう率を設定するんだというのはなかなか難しいかなと思うんですが、個別に工事ごとに、工種ごとに一定の設定をするというようなことは可能かとは思いますが、ただそれについても先にどういうコスト縮減の方策があるのか、それを先に整理しないと、その率は先にはじくということとはちょっと難しいのかなと、そのように考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長からご答弁いただいたので、大分具体的にこちらの方のみ決めましたが、より実効性の高いものをやはり計画としては策定していただきたいし、進捗管理などについてもやっぱりやっていっていただきたいというふうには思います。ただ、それをどういう形でされるのかということも、計画をつくられる中で、これからワーキング部会の方でやはりご相談をぜひしていただきたいというふうに思います。

この実施計画を見させていただきますと、この公共工事コスト縮減行動計画の策定では、担当が都市建設部、上下水道部というふうになってるんですが、私最初に申しましたように、予定価格に対する落札の率をやはり出来るだけ抑えていくような方向性も模索すべきではないかという考え方ももちろん持っております。この間の入札、ちょっと直近の入札を見ましたが、やはり落札されている率というのは、平均して97%に近いところにございました。ですから、そこで1%違えばかなり違ってくるということもありますので、このワーキング部会の方ではそういった入札の部門の方なんかもきちっと入ってやっていっていただけのかどうかということも確認をさせていただきたいと思いますが。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今後そういったワーキング部会で色々なことを検討する中で、必要ならばやはりほかの担当の者も随時出席させて意見を交わすということは重要なこととございますので、そういったこともやはり考えていかなきゃならないと考えてお

ります。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 入札の問題は、契約の制度とかにも絡みまして、これからは管財部門も非常にこの関係については重要であると思います。積極的にその担当の方が一緒にワーキンググループの中でやっていっていただけるようお願いをしたいと思います。

それと、もう1つ確認をさせていただきたいんですが、上下水道部ももちろんこちらの方に担当として入っておられるということです。これまでも下水道工事はやってこられてますし、これからもさらに斑鳩町では下水道工事やっていかなければならない。国庫補助事業ですけれども、聞きますと、10分の0.5というのが丸々斑鳩町が見ないといけない数字であることと、それと1つの工事の中で1割強程度斑鳩町が独自の工事、国庫補助対象にならない工事がやっぱりついてくるというふうに、私調べさせていただいた時に担当の方でお聞きしてます。そんな中で、やっぱりこれまでも努力をされてきてると思いますが、この計画が策定されるまでも公共下水の方の工事は進んでいっておると思いますので、そこら辺について、出来ましたら取り組み状況というんですか、どんなことでこの計画が出来るまでもどういうふうに取り組んでいただいているかというのも少し聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 公共下水道工事におきます工事費の削減でございます。

現在、国が策定いたしております下水道工事コスト縮減対策に関する新行動計画というのがございます。それと、今、質問者がおっしゃいました県の新行動計画を参考にいたしながら設計を積算いたしまして、それに基づいて工事をいたしております。

具体的には、工事の計画に当たりましては、経済的で合理的な計画を進めること。また、技術基準等の見直しが行われております。そうした中で、マンホールの設置区間等の改善も進めております。また、推進工事がございます。町も今現在行っておりますけれども、これらにつきましても出来るだけ長距離の施工を進めることといたしております。また、工事の計画的かつ迅速な発注ということで、適切な工期、工期が短くなりましたら工事費も安くなるということで、それらについても検討を重ねながら適切な工事の設定を進めております。また、一方工事におきます社会的コストの低減ということがございますので、建設副産物等のリサイクルを進めながら資源の有効利用についても環境

負荷量の低減を図っているのが現状でございます。また、先ほど質問者もおっしゃっておりますけれども、これについては入札担当課ですけれども、郵便入札、または一般入札等を順次取り入れながら、よりよいものを求めているのが現状であります。

しかしながら、一方、これにつきましては、余り価格低減のみを目指すことになりますと、低品質になってはいけないということで、社会経済の変化等的確に対処しながらコストの縮減に努めてきておりますし、今後もその方向でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 多分工事の種類によって、上水道、下水道、また道路工事とか、工事の種類によってこの縮減出来る状況というのは様々になってくるんだらうと、それぞれに違いというのがあるんだらうというふうに思います。私自身まだまだそこまで研究も出来てない状況ですが、これからも、大きい事業です、たくさんのお金がかかる事業ですので、鋭意努力をしていっていただきたい。そしてこの計画、実効性のある計画で策定をしていただきたい。また、可能な限り目標の設定などにも努めていただきたいということをお願いをさせていただきます、次の質問に移らせていただきます。

5点目です。介護保険の今後の動向についてということで挙げさせていただきました。

。

今、まさに国が見直しを検討している、来年の1月ぐらいには国会の方へ提案されるであろうというふうに言われておるというふうに思います。見直しの中には色んな項目があると思いますが、町の方はその主なもの、国が検討している見直しの主なものについてどのように把握をいただいているのか、まずお答えをいただきたいと思います。

。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 法施行後5年を目処としました介護保険制度の見直しについてでございます。現在、国においてこれら議論がされているところでございます。この制度改正の主な内容ということでございます。私が把握しているのが7項目ほどあったのではないかなと思っておるんですけれども、その中の主なものとしたしましては、被保険者・受給者の範囲をめぐる問題とか、急増をいたしております軽度の方の対応としての介護予防システムを確立して軽度者の給付を見直していくとか、また地域密着型

サービスの創設とか、市町村の権限強化などの保険者の役割の強化が現在検討されてる主な項目ではないか、このように認識をいたしております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この国が検討している見直しというのは、かなり制度の根幹にかかわるような状況もあるかとは思いますが。そんな中で、介護保険制度が2000年にスタートした時にも、私は町に対してかなり前から色々介護保険についても色んな意見を申し上げてきた経過があったわけなんですけど、今回のこの5年ごとの見直しの中で、今現在国が検討をしている状況を受けまして、県が、当時も県の動きは、ちょっと私鈍かったように、非常に鈍かったように思っているんですよ、制度導入の時にね。ちょっとそれで県に対して私も不満を持っているわけなんですけど、現在は県がどのような対応をしようとしているのかというのは、町の方も県の方へは色々相談をされているというのか、問い合わせをされているというような状況があるのではないかと思います、その辺はどうなってますでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに制度開始時には、今、議員が言われているような状況であったかもわかりませんが、現在この制度見直しに当たりまして、県の対応といたしましては、国での会議が開催されるとか、もしくはそういう制度の見直しに伴ってのそういう情報が入手をされますと、その内容につきまして逐一市町村の方に、会議を開催したりとか、ファックスで情報を流してくれるとかというような状況で、今現在県の方は取り組んでいただいております。

こういうことで、制度改正を受けまして都道府県におきましても、介護保険事業支援計画を来年度当然都道府県で策定をされることになるわけですが、その計画の主な内容におきましても、色々県内の施設の整備に関する事項とか色々聞かせていただいております。こういうことから、県の方では、市町村に対しまして、この制度改正に伴いましては、市町村の第3期の事業計画の策定年次とも重なってこようかと思いますが、その策定が第1期の事業計画以上に困難な作業になるのではないかとというように認識もしていただいております。このことから、県の方では、市町村の方へは出来る限りの支援を図っていくと、このようにも言明もされているような状況でございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長からご答弁いただきました。私はもっとやはり、こ

れ保険者が市町村と。市町村、ばらつきがあったらいかんとします。認識なんかについても、これは国の制度ですのでね、やはりそのばらつきなどないように、また一定の保険者として責任を各市町村が果たせるように、県としてはそのことをバックアップするという体制がなければならないというふうに私は感じていましたが、この制度が始まる時に、町の方から県の方へ大分色んなことを言っていて、県の方で十分な対応がしてもらえなかったり、十分なアドバイスがもらえなかったりというようなことも当時ございましたので、今回につきましては、あえて、今、部長の方に私申し上げまして、部長も県の方へその旨を伝えていただき、県がそのように言っているという答弁をいただきましたので、今後またそういう意味では、県の方へももっとバックアップを求めていただけたらというふうには思っております。

そして、一番大切なのは、3番目に書かせていただいているわけなんですけど、町は保険者です。ですから、実際保険者、斑鳩町として被保険者の皆さん方に、制度の見直しがあれば、制度改正についての啓発もしなければならぬし、その対応も実際保険者である斑鳩町がやっていかなければならないということになってくるんですが、町は今後この見直しに対してどのような対応というんですか、保険者の責務として対応していこうと考えられているのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町の保険者としての責務というんですか、課題がどういふものがあるかと考えているかということでございますけれども、来年度、介護保険運営協議会を中心といたしまして、この制度改正を踏まえまして、第3期の事業計画を策定をしていくこととなろうかと思っております。介護が必要になっても、出来る限り住みなれた地域、自宅で、自立した生活が出来るよう必要なサービスの提供が出来る仕組みを築くことが肝要であろうと、このように考えております。

現在検討をされています制度改正の内容を実施をしていくとした場合で、現段階においてでございますけれども、何点かの問題が考えられるのではないかと、このように思っております。

まず1つは、人材の確保という問題でございます。国が考えております新・予防給付を行ったとした場合、その予防プランを立てます人材が現在おらないというような状況で、その確保が必要になってこようかと思っております。また、その予防給付を提供いたしますサービス事業者が確保出来るのかどうかという問題もあわせて考えられます。次に、

現在の在宅介護支援センターというものを、仮称ではございますけれども、地域包括支援センターというものに移行をしていこうというように検討もされております。そういうことで、在宅介護支援センターから（仮称）地域包括支援センターへの移行がスムーズに作業的にも行えるかどうかというのと、またそのセンターの人材確保も課題になってくるのではないかと考えております。

事務的には、これらの見直しに加えまして、給付や賦課におきましても制度の改正も検討をされているところでございますので、実施をされますと、大きなシステムの改修も考えられるということでございます。また、介護保険制度の中に、予防給付や仮称の地域包括支援センターが加わりますことで、保健と高齢福祉と重なる部分も出てこようかと思えます。このことから、事務の連携についても、より綿密な連携が必要になってくるというように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そうなりますと、現在介護保険で使っておりますコンピュータのシステムですね、ソフトの方の変更ということになってくるのではないかなど。そんな中で、先日もちょっと聞きますと、それが600万とか700万とかいうような金額になってくるのではないかなというように話を伺ったことがあるんですけども、これにつきまして、私、国が制度の見直しをするという中では、一定国がきちっとした補助金を出すということが必要条件であるというふうに考えているんですね。この間も、住基ネットのときも国の方針でやったけれども、結局国は3分の1も出してくれへんかったと、後は皆町がせなあかんかったというような、こんな状況がありましたね。それと同じで、またこのシステム変更についてかなりお金がかかってくると。

そんな中で、国に対してもやっぱり補助金を出していただけるように、県を通じてでも要求をしていただきたいし、そしてまた逆に、一定改正されたら、ある程度システムというのは決まってくるわけですけども、それを各町がそれぞれ単独とするのではなく、県がその開発に向けて、県を窓口として各会社、日本電算システムやったら電算システム、NECやったらNECと、各市町村、どの機種を使っているかわかりませんが、県がそういうシステム開発についてイニシアチブをとってやってくれれば、そしてその負担金として各町が分割して何ぼか負担すると、国、県、町がそれぞれ負担をするとかいうようなやり方になれば、私は非常にコストが軽減出来ていいのではないかなというふうに考えております。ですから、単独で600万、700万とまた大きな金額を

使うのではなく、そういったことも模索をしていただきたい、そしてまた県や国へも声を上げるという方向をもってこの運営に臨んでいただきたいということを強く要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、男女共同参画についてですが、斑鳩町では、本年4月より男女共同参画推進条例が施行されました。その条文の中に、町の責務として、第4条、町は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定及び実施しなければならない。その2として、町は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体、町民及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならないとありますが、この町民及び事業者と相互に連携と協力を図ることについて、まず斑鳩町のこれまでの取り組みについてお伺いします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これまでの斑鳩町における取り組みの状況についてのお尋ねでございます。

斑鳩町では、かねてから生涯学習事業などで女性問題の視点を取り上げたり、保育所や高齢福祉サービスを充実するなど、女性の社会参加を支援する施策の推進に努めてまいりましたが、国内外で女性問題への関心が高まる中で、平成6年4月に総務部企画公室に女性施策担当を配置、同年8月には、男女共同参画社会についての町民意識調査を実施し、本格的に男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを開始いたしております。

平成8年6月には、学識経験者や住民で組織する斑鳩町男女共同参画社会推進懇話会からの提言に基づき、県内町村で初となる男女共同参画社会推進行動計画、女と男が輝く未来計画を策定いたしております。

その後、この計画に基づきまして、男女共同参画社会づくりセミナーの開催、保育園での一時保育や延長保育の実施、学童保育時間の延長等の子育て支援の充実などに取り

組むと共に、平成10年4月には、施策の進捗状況を管理し、計画を全庁的に進めるために斑鳩町男女共同参画社会推進本部を設置いたしております。

平成12年10月には、男女共同参画社会の形成に向けて広く意見を求めるため、学識経験者や住民で組織する斑鳩町男女共同参画社会推進委員会を設置、平成14年3月、計画の改定と女と男が輝く未来計画実施計画の策定を行いました。

平成15年5月には、女性に対する暴力をはじめとした人権侵害や女性がかかえる様々な問題に対し、女性の立場に立って聞き、相談者自らが問題解決の糸口を見つけることが出来るよう、女性のための相談窓口を設置いたしております。

平成16年3月には、これらの取り組みをより一層推進するため、男女共同参画基本法の基本理念を踏まえた中で、斑鳩町における男女共同参画の実現に向け、町、事業者、町民の責務を明確にした上で、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる分野での取り組みを一体的に推進していく根拠法令として、またあわせ、町として積極的に施策展開をしていく旨の意思表示を行うことを目的といたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を、県内3番目、県内町村としては初めて制定をいたしております。

今年度におきましては、平成17年に女と男が輝く未来計画の目標年次の終了を迎えることから、住民意識を反映した、より実効性のある新たな行動計画を策定するため、また総合的な男女共同参画推進施策の展開を検討する際の資料とするための住民意識調査の実施を計画するなど、男女共同参画社会の実現に向けた積極的な取り組みを進めているところでございます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 今までの取り組みについて、町独自で調査、研究され、町レベルでは先進的な取り組みをされておられたことがよくわかりました。

では、この推進条例の発効後についてお伺いします。

仏つくって魂入れずという諺がありますが、この条例が出来たことで、ますます男女共同参画社会実現に向けてご努力いただくことは、私がここで申すまでもなく、理事者各位が十分認識しておられることであるのは私も承知しておりますが、町民、事業者の認識はどのようになっているのか。私が思うには、町民の皆様には色々な手段によって啓発し、認識していただくことはある程度可能であろうかと思いますが、事業所に対してはどうか。事業所であるからには常に利益、収益優先の立場で物事を考えておられるであろう場合が多いと思います。

これは私事ですが、この10月に愛媛県の松山市で日本女性会議2004が開催されまして、それに参加する機会を私は得ました。条例使って生かそう男女共同参画推進条例という分科会に参加したわけなんですけど、そこで興味深い事例を報告されておられました。福岡県福岡市で実施されていることなんですけれども、それは福岡市に申請する指名競争入札と参加資格申請に必要な添付書類として、男女共同参画推進状況報告書の提出を義務づけていることです。平成14年度は、建設工事関係、コンサル、物品、役務提供等で約1,800社からの提出を受けておられ、その結果から調査研究を行って、今後の啓発活動に取り入れているとのこと。もちろん指名競争入札のランク付けには全く影響をさせないということで、書類添付の義務化によって、各事業所に男女共同参画社会に注意を払ってもらい、関心を持ってもらうことが第一の理由である等報告されておりました。

これなどはよく考えられた方法だと思ひまして、今回事業所に対する啓発についての質問にあえて一例としてこれを申し上げましたが、これらのことも含めて、今後事業所に対してどのような形で啓発、周知徹底を行っていかれるのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町では、先ほど申し上げましたとおり、男女共同参画の推進に積極的に取り組み、様々な施策を実施しておるところでございます。

しかしながら、男女共同参画につきましては、町だけの取り組みで実現出来るものではなく、町と町民、事業者が協力し、社会のあらゆる場面での取り組みを進めることが重要であることから、男女共同参画に関する取り組みや連携、協力について、町、町民、事業者の責務として条例にも定めているところでございます。

そういったことから、男女共同参画に関する取り組みを積極的に行っていただくための啓発といたしましては、町広報紙への男女共同参画啓発記事の連載、町ホームページでの啓発、条例解説パンフレットの作成、いかるがホールでの啓発パネルの展示、図書館での図書展示などを行っておるところでございます。

また、男女共同参画社会推進グループ主催の事業に補助金を支出し、事業の実施を支援することにより、女性一人ひとりがその人らしく活動する中で、政治的、経済的、社会的及び文化的状況を変えていく力の醸成を行っておりますが、落語やコンサート、小学校での国際交流を通じまして男女共同参画を伝えられるなど、町が行う事業とは違う角度からの啓発が行えているのではないかと考えております。

ご質問の事業者に対する啓発といたしましては、商工会を通じた各事業所への男女共同参画啓発パンフレットの配布を検討しているところでございます。

今後につきましては、質問者もおっしゃったような方法を含めまして、先進地等の事例を参考にしながら、様々な機会をとらえて啓発についての調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ぜひとも調査研究して、仏をつくって魂も入れていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

現在、町内には3つの小学校がありますが、各小学校に在籍する児童の人数をお伺いします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小学校の児童数のお尋ねでございます。平成16年の12月1日現在の児童数でございますが、斑鳩小学校では811人、斑鳩西小学校で408人、斑鳩東小学校で476人、合計1,695人でございます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 斑鳩小学校811人、西小学校408人、斑鳩東小学校476人ということですがけれども、児童数に差があり過ぎるといえるか、斑鳩西小学校を基準にすれば、約2対1対1.1という割合になるかと思えます。これは孤島、島ですね、島やとか奥深い山間部のないいわば均一的なこの斑鳩町の土地で、しかもわずか3万人弱の一つの均一な行政区の中では、異様な数字といえるか、非常なアンバランスであると感じますのは私だけでしょうか。義務教育における公教育の公平性の観点から、教育委員会の考えをお聞きします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 児童数の差というのはございます。これにつきましては、住宅事情とか、あるいはマンションの建設等に伴いまして児童数が変動をしまっておりまして。また、地域性もございまして、学校間の児童数の差が出てまいっているのも事実でございます。そうしたことから、学級数の多い少ないというものが発生してきているのが事実でございます。

その中で、児童数の多い少ないによって学校間の公平性、学校教育の公平性は保たれ

ているのかと、こういうお尋ねでございます。学校教育につきましては、文部科学省が定めております小学校設置基準というのがございます。これにつきましては、小中学校とも、学級数及び児童数に応じまして、指導上、あるいは保健衛生上及び安全上必要な数の校具及び教具を備えますと共に、それらを常に改善いたしまして補充しております。このことから、3小学校での児童数に差がありましても、教育の機会均等、あるいはその教育水準の維持向上に問題なし、努めているというふうに思っています。また、各学校共児童数に応じた教育対応を行いながら、創意工夫をしながら特色ある学校づくりを行っているところでございます。そうしたことから、教育の公平性は保たれるというふうに考えております。

また、先生の配置につきましても、国が示しております、あるいは県が示しております配置基準でそれぞれの学校に必要な先生の配置をいたしておりますし、また少人数授業につきましても実施し、また町といたしましても必要なところに町単の講師を配置いたしまして、町内の学校教育の教育内容の充実に努めているところでございます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 今、教育長が答弁されておられましたが、公平さというのは、今、ちょっとお聞きしますと、物品というか、物の公平さであると、今、感じました。校具なり教具なりの公平さというのは、必要最低限のことであり、そのことをもって公平さが保たれているというような考え方は、ちょっと私にとっては承服しかねることであります。

私が言っているのは、西小学校、東小学校では、概ね大体2クラス、斑鳩小学校では4クラスになっていると思うのですが、例えばクラス対抗の時に、西小学校、東小学校では、いつも同じ顔ぶれというのですか、クラス対抗では1組しか出来ないのが6年続くわけですね。対しまして斑鳩小学校では、クラス対抗といたしましても、3通り出来るわけなんです。これが児童の内面、団体生活での公平さを保てるかということでありまして、この児童数の格差は、1年、2年前に始まったことではなく、長年徐々に徐々に広がってきたことであり、教育委員会がその間法的にクリア出来ることだけに目を奪われていると、それでよしと考えているというようなことを先ほどの答弁で何か感じました。このことに関しましては、今後も、PTAやとか学校関係者ともお話をさせていただきまして、また質問してまいりたいと思います。

次に、自治会を二分する校区割りについて質問します。

並松自治会は、県道で、斑鳩小学校区と斑鳩東小学校区の2つの校区に分かれています。子どもたちは、日ごろ自分たちが通う学校での友だちとよく遊ぶために、例えば法隆寺の秋祭りにおいて、並松自治会の祭りに参加するよりも、自分たちが属している自治会の祭りですね、東小の友だちが多い五丁町の祭りに参加するようになったと。同じ子ども会の斑鳩小学校区の子どもたちとは余り付き合いもなくなり心配であると。将来の自治会活動のためにも、自治会単位の校区に変更してもらえないかと心配されておられる保護者の方がいらっしゃいました。自治会というのは、地域社会にとって必要な組織であり、小地域福祉活動などは、自治会の横のつながりを最大限生かした活動を展開している昨今、自治会の崩壊にもつながりかねない自治会を二分するような校区割りの現状は見直してはどうか、お考えをお伺いします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先ほどのご質問で私の説明不足といたしますか、その辺ちょっと申し上げておきたいと思います。あくまでも校具及び教具と申しますのは、学校に必要な教材、教具、あるいは備品等も含めたものでございまして、その生徒数に応じた必要備品、教材、教具、そうした設備、そういうものを常に備えているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

次に、自治会を二分する校区ということでございますが、確かにおっしゃっていただいておりますように、町内に幾つかの自治会が小学校区で二分しているところがございます。この校区の設置につきまして、色々とその当時の議論をいただいた結果でございます。この各学校の通学区域の設定につきましては、道路、あるいは河川等の地理的条件、並びに地域の交通事情等を考えまして、子どもたちが安全に、そして安心して通学出来るように設定をするということになっております。そうした関係で、私たちもはっきり目に見える形で、やっぱり将来移動のしない、あるいは変更のされない道路、河川等を中心にして校区設定をさせていただいているところでございます。

今、質問者がおっしゃっていただいている場所につきましては、県道大和高田線を基準として、斑鳩小学校と東小学校の校区に分けられています。このことから、今もおっしゃっていただいているように、自治会が二分されているということで、自治会活動に支障を来しているんだと、こういうことでございますが、この自治会単位で今校区を見直すということは大変困難でございます。例えば、やはり自治会がふくそうしているところもございます。そうした関係で、一定の線を引いて区域を分けるということは非常

に困難な面がございますので、現在の自治会の区域割りで校区を編制するという事は大変難しいというふうに考えております。

そうしたことから、自治会活動には当然その地域に住む子どもたちがその地域で活動するというのが一番望ましいわけでございますし、先日のあの奈良市の子どもの事故におきましても、やっぱりその地域の皆さん方が子どもたちを見守っていくと、こういうことから、自治会の皆さん方に顔を知っていただく、あるいは自治会の皆さんと顔なじみになっていく、子どもももちろんですが、保護者も顔なじみになっていくということが非常に大事であります。そうしたことから、やっぱり保護者、あるいは地域の方々と共に、子どもたちがやっぱり住んでいる、住まいしている自治会の活動に積極的に参加するように、これは保護者も当然そういうふうに考えていただきたいというふうに思っております。

また、学校からも、そうしたやはり地域の活動に参加するようにとすることでまた指導もしてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 自治会に子どもたちの顔をよく知ってもらおうようにとか、そういうふうなことは、たとえ無理をしても自治会単位で校区を設定するというの方がより望ましいのではないかと、今のご答弁をお伺いして思っておりました。

また、学校の授業日数は年約200日ほどありまして、その間子どもたちは自分の通っている学校の友だちと接しているわけですね。地域の行事は、回数が多くて数回ぐらいでしょうかね。それでもって親しくなれというのが無理な話ではないかと思っております。これは、以前PTAの会合で、私もPTAの役をやっておりましたので、教育委員会に申し入れたことがあるのですが、その時の話で、この校区割りは夜も寝ないで考えた校区割りであるというような、言外に見直しはだめですよというような答えが返ってきました。地元ではその時、二分する校区割りに反対されたと聞いておりますが、その時私やPTAが言いたかったのは、最初の校区割りがよかったとか悪かったとかいうことではなく、今、問題が起こってきているのだから、今、起こっていることに対処してほしいと、このことだけだったんです。先ほどの児童数の是正に関しても、今のことにしても、余り面倒なことはタッチしないというか、タッチしたくないような印象を受けます。物を建ててほしいとかあれを買ってほしいとか、そういうふうなことではなく、児

童、子どもたちの内面にかかわることなのに、通告後たった2～3日で結論の出る問題ではないと思うんですが、これからも教育委員や学校関係者とのご意見もお伺いすることも必要でしょうし、もっと真剣な取り組みを望んでおきたいと思います。

それでは、次の台風、地震災害についてお伺いいたします。

さきの23号台風、新潟中越地震で被災された方々に対しましてはお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈りいたします。また、亡くなられた方々には深く哀悼の意を表したいと思います。

さて、この新潟中越地震では、残念なことに、大規模な道路の陥没やライフラインの崩壊がありましたが、これは長引く雨による地盤の緩みから、強度の揺れによる液状化現象が一因であるとの報道がなされていましたが、斑鳩町における液状化予想地域の把握についてお伺いします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町内の液状化予想地域についてでございますが、一般的に液状化が起りやすい地盤といわれますのは、海岸や川の付近の比較的地番が緩く、地下水位が高い砂地盤であるといわれています。

本町におきましては、町域の大和川沿いの低地部分の地質が沖積層の礫・砂地でありますことから、地震が発生した場合におきまして、この地域で液状化現象が起こることも考えられます。

具体的な箇所につきましては、奈良県におきまして本年10月末に発表されました、第2次奈良県地震被害想定調査報告書の中におきまして、県内の予想される震度分布図及び液状化危険度分布図を作成されたところでございます。今後、市町村ごとの予想分布図につきまして、奈良県より情報の提供がされる予定となっております。その際には、防災対策の資料として有効に活用してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 総務委員会では、松田委員長のご提案により、この10月に愛知県佐織町に防災対策について行政調査研究視察を行ってまいりました。その時、参考資料としていただいたのがこの防災ハンドブックというものでありまして、この中に1枚の大きな地図というんですかね、こんなんがあります。これは、震度、液状化危険度として、自分たちが住んでいる地区がどのくらいの危険度か一目でわかるようになっているものであります。裏はハザードマップになっているんですが、今後、先ほどおっしゃ

ったように、奈良県より情報の提供がなされましたら、町民の方々に、自分たちの住んでいる地区や使用する道路網の危険度を周知していただく意味からも、各戸配布していただきたいと思っておりますし、担当課においても、町内道路網、ライフライン等の重要箇所について十分把握しておいて、消防、救済、復興等に活用していただくことをお願いしておきます。

この災害に関してもう1つお聞きします。

23号台風の時に、夜火事がありまして、サイレンが鳴りました。住民の方々は、折も折、堤防の決壊のサイレンだと誤解されまして、一体どこの川が決壊したのか、自分たちのところは大丈夫なのかと大変不安に思われた方が大勢いらっしゃるとお聞きしております。この防災サイレンの住民への周知についてお伺いします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 防災サイレンの住民への周知についてのご質問でございますが、サイレンの吹鳴基準につきましては、火災関係につきましては消防法施行規則において、水防関係におきましては水防法施行規則におきまして、サイレンの区分、吹鳴基準が定められているところでございます。

具体的に申し上げますと、火災発生時の消防機関の出動や水防機関の出動を行う場合には、約5秒間のサイレンの吹鳴と約6秒間の休止の繰り返しということでございます。水防による居住者の避難のための立ち退きを知らせる場合におきましては、約1分間のサイレンの吹鳴と約5秒間の休止の繰り返しを行うということに定められているところでございます。

質問者が言われておりますように、サイレンの吹鳴につきましては、住民の方に正しく理解していただくことが大事でございます。そういったことから、町といたしましては、町広報紙やホームページ等を通じまして住民周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ぜひともお願いいたします。その時は、文字での説明では大変わかりにくいと思っておりますので、町民の方々に深く理解していただくような方法もあわせてお願いしておきます。

それでは、次、最後の質問に入ります。

この5日に行われました住民投票の前日、4日の日ですが、白石畑のある方から、明

日は投票に行きたいんやけれども、私は今一人暮らしで、投票場までタクシーで行ったら往復2,000円ほどかかるんやと。白石畑、ここから歩いていくことも出来ないし、帰りはもっとしんどいことになる。白石畑に投票所は出来ませんかというようなお電話をいただきました。

平成10年に、選挙人の利便性の向上ということから、投票所の設置を検討してはという質問がなされており、設置困難な旨の答弁がなされておりますが、高齢化が一層進んでいる現在の状況としまして、白石畑に投票所の設置は困難であると考えておられるのか、お伺いします。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 白石畑に投票所の設置をとということでございますが、当町といたしましては、選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、第2次行政改革において、投票区、投票所の見直しを行いました。施設、投票の秘密保持などの管理執行上の問題から、現在も13個の投票区、投票所としております。

白石畑におけます投票所設置につきましては、今申し上げました理由から現在も困難であると考えているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 施設、投票の秘密保持の管理執行上の問題から、白石畑に投票所の設置が困難であるということですが、選挙人の利便を図るという観点から、また投票に行きたくても徒歩では困難なお年寄りの方々のために、投票日当日だけでいいですから、白石畑から三町の投票所までのシャトルバスの運行はどうでしょうか。費用対効果の関係もあろうかとは思いますが、例えば午前1回、午後1回の1日2回の往復でも大変喜ばれるのではないかなと思いますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 白石畑の選挙人の皆様に対するシャトルバスの選挙当日の運行についてでございます。白石畑の地理的な事情を考慮し、投票率の向上を図るという観点から質問者がおっしゃることはよくわかりますが、公職選挙法第221条におきまして、選挙人に対する利益の供与に係ります判例によりますと、選挙人が投票をなすに必要な経費、例えば投票所へ行くための交通費は、投票人自らがこれを

支払うべきであるとされているところをごさいますて、一部の選挙人に対しまして町が公費で投票所まで送迎をすることにつきましては、全選挙人への投票行為に対する公平性の確保という観点から好ましいものではないと考えておりまして、したがって質問者がおっしゃられますシャトルバスの運行につきましては、現段階では難しいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 平たく言えば、選挙違反になるからだめであるというようなことだと思うんですけども、今おっしゃった公職選挙法第221条ですか、これによると、知り合いの方を乗せて投票所に行っかえってきても、それも違反になるわけだとは思いますが、選挙違反になるんであれば仕方ないかなと思います。

それでは、現在は、期日前投票や郵送による投票も簡素化されていると思いますので、斑鳩町内の選挙人に対して、当日投票に行かなくても、事前に簡単に投票出来ることを、そしてその方法をも広く周知徹底していただきますことを強く要望しておきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

午後3時5分まで休憩いたします。

（午後2時51分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

続いて、16番、中川議員の一般質問をお受けいたします。16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1点目の町の運営についてお尋ねいたします。

①の12月5日に行われた「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票」の結果について、どのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 12月5日に執行された「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票」は、62.14%という比較的高い投票率となり、8割弱の住民の皆さんが7町合併に反対されたという結果については、重く厳粛に受け止めております。

また、高い投票率が示しておりますように、多くの住民の皆さんが、町政に関して関

心を持っていただいたことに感謝いたしますと共に、その責任の重さを新たにしております。

今後とも、住民の皆さんの声に耳を傾けて、斑鳩という地域性を最大限に生かしたまちづくりに、私は、職員共々一丸となって取り組んでまいりたい所存であります。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、②の今後斑鳩町が単独で運営していくのか、他の町との合併を考えるのか、これは先ほどの質問者の答弁にもありましたが、単独でいくという考えを示していただいております。いずれにいたしましても、合併特例法の期限が平成17年3月31日に切れることから、国からの地方交付税や補助金が削減されると思いますので、今後、当町として儉約していかなければならないところを、各担当課別にお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 各担当課別にお尋ねでございますが、私が代表して答弁とさせていただきますと思います。

本町を取り巻く環境につきましては、人口の減少や少子高齢化、国の財政制度の改革などにより、地方税や地方交付税などの歳入が減少すると予測されるなど、大層厳しい状況が続くものと認識いたしております。

そうしたことから、第1に実施すべき事務事業を見極めながら、歳入と歳出のバランスのとれた財政構造を堅持していくことは重要であり、そのため、職員一人ひとりがそういった認識に立って、財政健全化にこれまで以上の努力を重ね、弾力的で安定した財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。

財政の健全化に向けては、全庁一丸となって、第3次斑鳩町行政改革大綱を着実に実施、実行いたしまして、その取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、これらの改革の実行に当たりましては、行政サービスと負担のあり方など、住民の皆様の理解と協力が必要となってまいりますことから、人件費の削減や組織、機構の簡素合理化など、自ら厳しい内部努力も同時に行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） この質問につきましては、各課ごとに具体的な答弁をいただきましたかったんですが、今の答弁にありましたように、早期に具体的な内容を示した財政健

全化計画を策定し、その取り組みを行うということですので、策定された後にお聞かせいただくことにいたします。

その策定をされるに当たって、答弁にありましたが、これら改革の実行に当たっては、行政サービスと負担のあり方など、住民の皆さんの理解と協力が必要となってまいりますとありますが、現在行われている行政サービスや福祉サービスが低下することなく努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

先ほどの質問者にも具体的な、1点ありました、人件費の削減とありましたが、町長は、組合もありますことから、組合とご相談申し上げまして決定をしていきたいという答弁でございました。

そこで、町長の個人的なことをお聞かせいただきたいと思います。過去におられた先輩議員が、町長の退職金は4年で約2,000万、この2,000万について、世間では、わしら40年働いたかて1,000万もないやないか、500万もないやないかと。町長はこの4年で2,000万の退職金について、例えば25歳以上の立候補出来る方が2万人おって、わしはその2万分の1やと、それだけの責任持って仕事をしとるから妥当な値段やと考えておられるのか、町長の個人的な見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この件に関しましては、以前から、理事者側、あるいはまた議員の関係の報酬等の関係等について色々と議論がある問題でして、報酬審議会というのがあるわけですが、我々が仮にこの退職金を半分でも、あるいはゼロにするということをお願いしたら、非常にマスコミ界は受けると思いますけども、しかしまた仮に改選を迎えて、選挙が行われてかわりの方が出てこられて、その方が当選された場合は、何でこんなもん退職金削るのということにもなってこようかと思えますし、やはりそういうことも踏まえた中で、現状から、今、私が申し上げているように、理事者側の報酬等については、検討をしながら、出来るだけやっぱり報酬を削っていきたい。あるいはそういうことについては、やっぱり助役、収入役、あるいは教育長についても努力する。ただ、この関係等については、やっぱり職員等についても、一番部長級で50万近くもらっておられる方等考えますと、その部長級以下それに下回るということも、これもなかなか難しい問題でございまして、そこらの関係等報酬審議会等も相談を申し上げて、やはり妥当な報酬審議会の委員の皆さん方のご意見を拝聴しながら、私は私なりのご意

見を申し上げて、出来るだけやはり、今86万7,000円の報酬を、来年になるのか再来年になるのか、その関係等については何らかの形を示していき、また助役、収入役、あるいは教育長の関係等についても考えていきたいと考えておりますし、そういうことについて、ただ、今、中川議員が個人的な質問であるというものの、私は2,000万が妥当であるか妥当でないか、実質は1,800万、手取りは1,500万ということになっておりますけれども、この関係等については、自分なりに、やっぱり十分判断をしながら、この額が、私が次の関係等について、この今現在の現状を考えますと、自分なりに判断をしながら、財政の規模を見て判断をすることが一番大事であろうと、また報酬審議会とも十分相談申し上げたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 検討していただいた結果をまた具体的に教えていただきたいと思います。

それでは、2番目の生徒の安全確保について、①の最近、他町で生徒に対する誘拐事件や殺人事件が多発していますが、そのような事件についてどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちを対象とした誘拐事件、あるいは殺人事件というのは、非常に多く発生しているわけです。議員も既にご承知いただいておりますように、ニュースでありましたように、11月17日に奈良市内の小学校に通っておられます1年生の児童が、下校途中に何者かに連れ去られまして殺害されたという痛ましい事件が発生いたしました。殺害された有山楓ちゃんのご冥福をお祈りいたしますと共に、早く犯人が逮捕されまして、安心して生活出来るまちになることを願っているところでございます。

今回の事件につきましては、斑鳩町の周辺近辺で起こった事件でもございますし、児童生徒、保護者、あるいは学校関係者は大きなショックを受け、大変不安を持っているところでございます。同じ学校現場を預らせていただいております者といたしまして、事の重大さを身にしみて感じているところでございます。

現在、小中学校では、児童生徒が自らの判断、行動で自らの安全を確保出来るように、日ごろから危機管理マニュアルに基づきまして、それぞれの学校で指導を行っているところでございます。しかし、年齢によりまして十分に判断し、また十分な行動をする

ことに不安な面もあるというふうに考えているところでございます。

このことから、登下校におけます児童生徒の安全確保につきましては、行政、学校だけの対応ではもう限界がございます。そういったことから、保護者の方々は当然のことでございますが、地域の方々も含めまして町全体で子どもたちを守っていくという意識を持つことが重要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、②の当町での園児や生徒に対する安全を確保をするための努力をされているところをお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 児童生徒に対します安全確保についてのお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、事件が報道されました翌日、緊急に臨時の校長・園長会を開催いたしまして、情報交換を行い、事件の把握に努めてまいったところでございます。そして、これまでも、危機管理マニュアルに基づきまして児童生徒の安全確保につきまして対応してきたところでございますが、今回の事件を契機に、再度そうしたマニュアルの見直しの確認、あるいは再確認をいたしたところでございます。

住民の方々の理解、協力を得まして、地域ぐるみでの安全確保について関心を持っていただきたく、町の教育委員会と、あるいは各小中学校、そして斑鳩町PTA連絡協議会の連名で、「児童・生徒の安全確保についてお願い」ということでプリントを町内に回覧させていただきまして、住民の皆さん方のご協力を求めたところでございます。

また、各学校におきましては、子どもたちへの再三にわたる安全指導と、低学年と高学年に分けて集団下校を実施徹底させまして、教職員による下校時の校区内の巡視を行っているところでございます。

また、小学校のPTAが独自に保護者に対しまして子どもたちの安全に対します取り組みとして、防犯プレートを作成されまして、地域での防犯意識向上のための校区内巡回の協力をお願いされておるところでございますし、また見回りボランティアの募集をしている学校もございます。

さらに、見守り活動の一環といたしまして、先日、老人クラブ連合会、あるいは婦人会に対しまして協力をお願いしたところでございます。その内容につきましては、ジョギングとか、あるいは犬の散歩等されている方が多くあるわけでございます。そうした時間帯を児童生徒の下校時間に合わせて、そうしたジョギング、あるいはウォーキング

等実施していただけるようお願いをいたしているところでございます。そういった子どもたちを安全に守っていくというのは、やはり地域の皆さん方のご理解、ご協力がなければ、なかなか行政だけで出来るというものではございません。今後も、住民の皆さん方のご協力に対しましてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今、発生しています事件を見ますとね、1人で下校されている生徒がねらわれているケースが多いことから、今の答弁にありましたように、緊急に会議を開いていただいて集団下校を実施徹底していただいているということでございますので、この集団下校については、継続的に行っていただきたいということをお願い申し上げておきます。

それでは、③番目の、今後、安全を確保をするために考えられること、また進めていかなければいけないところをお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今後の取り組みでございしますが、現在実施しておりますとおり、日ごろからの危機管理マニュアルに基づきまして、それぞれのところにおいて徹底していくことが最善の方策ではないかというふうに考えております。現在、各自治会や学校におきまして様々な方策がとられているところでございますが、例えば集団登下校の徹底、あるいは防犯ブザーの全児童生徒への配布、防犯指導員の配置、パトロールの実施等々がございしますが、こういった実施に向けまして、事件が発生した時の一過性のものであってはならないというふうに思っています。今、議員もおっしゃるとおり、やはり継続するということが大事だろうというふうに考えております。そうしたことで、長期的な予防策として、子どもたち自身の力を引き出して、自分自身を守るという訓練も現在注目を浴びているところでございます。

いずれにいたしましても、命の大切さと子どもの安全をめぐる危機的な状況を深く受け止めまして、不審者から子どもを守るための学校、家庭、地域が一体となった取り組みを積極的に推進していくことが重要であるというふうに考えているところでございます。そのためにも、青少年問題協議会をはじめ、地域の人々が常に子どもたちを意識して、声かけをしていただきまして、自分たちのまちは自分たちで守るという地域ぐるみの意識の確立と協力が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

先ほども、1人での下校というのが非常に多いわけですが、特に今回の事件

でもそうでございますが、自宅から200メートルの範囲で連れ去られたという事実がございます。集団で帰りましてもやはり最後は1人になるというのが非常に多いわけでございますが、そうしたところをねらわれたというような新聞報道もございました。そうしたことで、やっぱり集団で共に帰ってきた保護者の皆さん方が、最後の1人が家につくまでの見守りといえますか、そういうことも大事ではないかなというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今、答弁にありましたように、不審者から子どもを守るためには、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを積極的に推進することが重要であるということですが、私もそのとおりだと思っております。そこで行政がしっかりと舵取りをしていただきまして、このような事件が発生してからではなく、起こる前に未然に防ぐというような今後も最善の努力を尽くしていただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、16番、中川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集お願いいたします。本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

。

（午後3時22分 散会）